

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖
7番	鈴木浩之	8番	安藤浩孝
9番	戸部哲哉	10番	井野勝巳

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	奥田克彦
教育長	西原朗	総務課長	奥村英人
防災安全課長	後藤博	税務課長	加藤章司
教育課長	有里弘幸	住民保険課長	臼井誠
福祉健康課長	林賢二	健康づくり担当課長	大塚誠代
上下水道課長	川瀬豊	都市環境課 技術調整監	窪田吉泰
都市環境課長	山田潤	会計室長	松井敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	山田彰紀
議会書記	堀創二郎		

○議長（戸部哲哉君） おはようございます。

ことしは例年にない暖冬ということで、きょうも雨ということで、これからクリスマスを迎えるに当たりまして、ホワイトクリスマスはちょっと望めないかなあと言う中で、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成27年第7回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 安藤哲雄君及び6番 安藤巖君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、安藤浩孝君。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 皆さん、どうも改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第1問目でございます。北方円鏡寺前バス停の整備ということでございます。北方中学のグラウンドの南側に隣接をしております、そのバス停についてであります。

豊かで住みよいまちづくりを進める第6次総合計画の中、まちづくりの礎として、町のあるべき装置の一つとして位置づけてまいりました岐阜西部地区の公共交通軸の拠点となるトランジットセンター、バスターミナルが運用を開始して5年経過となるわけであります。1日200本近い運行本数、最短で目的地を結ぶわかりやすい路線、雨風をしのげる待合所、駐輪場、トイレ整備など、人が集まるバスの駅となっております。オープン当初は200人ほどの利用であったものの、現在では1日上下延べ300人ほどの利用となっており、これはまさに環境や人に優しい公共交通システムのコンセプト、わかりやすく便利で使いやすい市民の足となりました。

さて、本町にはバスターミナルを含め、22のバス停があります。北方中学の南に位置をいたします北方円鏡寺前のバス停について、お聞きをしたいと思います。

このバス停は、北方・河渡線、真正・大縄場線など、1日69本の発着となっております。バス停の仕様といたしましては、バスターミナル方面、いわゆる道路の南面の停留所でございますが、歩道が切り込み、利用したものとなっております。一方、岐阜・芝原方面については、待合待機

所、ベンチ、駐輪場のパーゴラ設置となっており、ほかのバス停と比較すると大変使いやすい、安全なものになっております。以前、雨風をしのぎ、また日差しを遮る屋根が岐阜バスでもって設置をされておりましたが、記憶が定かではありませんが、四、五年前だと思いますが、撤去をされております。

現在、このバス停には1日上下延べ40人近い芝原地区の北方小学校の1・2年の子供たちが通学で利用をしております。雨の日は、バスが到着するまで5分とか10分、傘を差し待ち続けるということでありまして、また昨今、大変暑い日が夏休みを挟んであるわけでありまして、日を守るものがございません。このバス停は、お年寄りを含めて多数の方が利用されております。屋根が設置できるスペースがありますので、ぜひ以前設置されていまして規模・タイプで、設置に向け取り組んでいただきたいと思います。利用者は無論のこと、子供たちを守るスクールガードの方からも要望が出てきております。優しい公共交通の利用促進につながるものと確信をしております。それらを踏まえて、御答弁をお願いいたします。

1回目、終わります。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議員御質問の北方円鏡寺前バス停の整備についてお答えしたいと思います。

北方町唯一の公共交通機関である岐阜バスの利便性向上と利用促進は、今後のまちづくりの重要課題に上げられるものと考えております。

議員御提案の交通弱者に対し優しい公共交通は、利用促進にもつながるものと考えます。そのため、岐阜バスに対し、屋根の再設置を要望するとともに、その他のバス停も含め、乗降人員なども考慮しながらバス停の環境整備を要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、今年度、総合戦略策定のため実施したアンケートの中では、北方町のよい評価で「岐阜市へのアクセスがよさそう」との意見がある一方、悪い評価のトップが「公共交通機関が不便」という結果となっており、バスを利用する人の中でも、運行本数や穂積駅へのアクセスなどについて不満度の高い結果となっております。そのため、喫緊の課題として利便性の向上を図る必要があると考え、近隣市町を含め協議と検討を始めたところでありますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今後も当町の公共交通を充実させるための検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、今後とも御助力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 先月でしたか、まち・ひと・しごと北方町総合戦略の基本的な考え方、取り組みについて事務方のほうから御説明をいただいたわけですが、今言われました、その中の施策の4つの大きなビジョンの中の一つとして、快適で安全なまちづくりの中、公共交通のさらなる整備を進めたいというようなことがうたわれておったわけですが、そのあたりを含め

て、今のバス停の質問の中から今回のそのビジョンの取り組みを改めて聞くとともに、意気込みも、今何かさらっと言われましたが、そのあたりもちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目に、今もちょっと御紹介いただいたんですが、総合戦略の策定のベースであるアンケート調査、たしかことしの7月か8月に、全部で4回で2,600人対象に行われたというふうに思っておりますが、町のイメージとして「公共交通機関が不便である」が47.6%、2人に1人が公共交通のイメージとしてちょっと悪いのではないかとということでございまして、町外から住む人も、北方町の公共交通、4割ぐらいの人が悪いイメージを持っておられるというデータが出ております。また、北方町に移住をしてみたいという条件で一番多いのが、公共交通利便性が上げられておりますし、また北方町から外へ移転したいと考えておられる方の理由のトップにも、またこれも公共交通の利便性の悪さということが上げられております。

今、1日200本近いバスがバスターミナルから運行しておるわけですが、このように客観的に見て1日200本近いバスがあるのにもかかわらず、悪いイメージがあるというのはどういったことか、当然分析をされておるとしますので、分析と所感をお聞きしたいと思います。

それから、3点目にお聞きしたいと思いますのは、今、そちらの事務局で把握してみえる1日の乗降客、今はバスターミナルが1日281人、これは2年前のデータだと思いますが、農林高校が108人ということですが、こちらのバス停、1日どの程度利用されておるのか、お聞きをしていきたいと思います。

これで1回目の質問を終わりたいと思います。この3点、ちょっとお聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 失礼します。

1点目の今後の公共交通に関してであります。今後、やはり駅を持たない北方町にとりましては、一自治体だけでの検討というのはおのずと限界があると考えております。近隣市町を含めて、さらなる利便性の向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目がまちづくりアンケートの結果ですね。内容を詳細に分析してまいりますと、やはり地域によって個別の満足度というのが差が出てきておるような状況になっております。南部の高屋地域においては穂積駅へのアクセスが悪いであるとか、芝原地域においても町外へ移転したい理由の一つのトップとして、70%の方が鉄道・バスなどの交通利便性がよくないというようなお話を伺っておるところです。こうしたことから、再度事業者ともお話をしていかないかんことになるとは思いますが、北方町の公共交通の利便性向上のために頑張っていきたいと考えております。

3点目の、北方円鏡寺前の乗降人員でよろしかったでしょうか。

26年の結果で見ますと、上下線合わせて約30名ほどの1日平均という格好になっております。22あるバス停のうち11番目ということで、ほぼ真ん中あたりの数字なのかなあとということで考えております。トップは北方バスターミナル、次が23年4月に新設されました岐阜農林高校北の停

留所というような結果となっております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今、平成26年度のバス停の利用ですね、22バス停ある中で11番目ということで、優先順位からいって低いというような御判断で、そういった屋根の設置ですね、つけられるのをちょっとためらっておられるのかということを確認します。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 優先順位というのは、いろいろ考え方があると思います。バス停の設置されておる地域の状況についても勘案していかなきゃいけないことだと思います。それから、屋根のみならず、わかりやすいバス停となっておりますのか、例えばバリアフリー等の設備が整っておるのかといった部分も含めて、環境整備については検討しておかないといけないと考えておりますので、決して乗降人員だけで判断できるものではないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今、22あるうち11番目ということなんですが、これは全く認識不足だと私は思っています。岐阜バスさんのデータから読まれておると思いますが、この岐阜バスのデータというのは、ICチップが内蔵されておるアユカカード、これのみでありまして、例えば北方小学校が1日上下40人ほど使っておられるのは紙ベースの定期でありまして、一切こういったものと現金で乗りおりされる方についての乗降というのはカウントされておりません。これを入れますと、バスターミナル、農林高校に次いで3番目の乗降ということで、大変利用頻度が高いバス停ということになるんです。

それで、ちょっと調べましたら栄町が47.2人、これ一昨年データですよ、1日ですね。柱本が11.6人、このバス停もうんと少ないですね。今の円鏡寺前が70人を超えるバス停でありながら屋根がないんですが、柱本、加茂に当たってはバス停の上に屋根がついておるんです、11人でも。このあたりの整合性も含めてお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 今お話にあった柱本について、ポケットパーク状のところにあずまや状の屋根がついておるのかなあとと思いますが、申しわけありませんが手元に資料がございませんので、その当時どういった格好でつけられたかというのを確認するすべがないので、詳細についてはちょっと申しわけないと思いますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、まず交通弱者の方に対して優しいバス停であるべきだと考えておりますので、先ほどの話にもありましたが、乗降人員だけではなく周辺の環境も含めて、まずは岐阜バスのほうに再度の設置を要望するとともに、当町においても単独で設置できるのかどうか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今回、9月の選挙で北は芝原から南は高屋、東は曲路まで、本当にいろん

な方とお話しする機会が随分あったわけですが、先ほども課長言われるように、北部、南部、東部の人たちの公共交通への思いというのは、バスターミナルがございます中心部の人たちは温度差を強く感じておるわけです。バスターミナルのあたりは1日207本の運行本数、芝原から岐阜方面、往復で26本ですね、1時間に1本しかないというような現状でありまして、高屋からも1時間に1本ぐらいしか岐阜方面へ行ってないということございまして、そういった地区の方からのイメージが悪いのかなあというふうに私も思っております。まだまだ利用者に優しい公共交通になっていないのではないかなあというふうに強く思っておるわけです。

最後に、子供たちのバス通学での風景をお話しして、1問目を終わりたいと思います。

雨の日と天気の良い日、ちょっと下校するのを見てまいりました。時間は15時20分に下校されるということでございまして、円鏡寺前発芝原行きの15時20分を見てきました。

天気の良い日は学校から先生が20人ぐらい引率してみえますが、本当に楽しく和気あいあい話しながら、雑談をしながら、バス停に大体5分ぐらい前に到着をします。バス停に到着してからも、また先生を中心にベンチに座ったり、また縁石がありますので縁石に座ったり、きょうの学校の出来事、それから宿題をやるとか、そんな話をしておりましたが、雨の降る日は、子供たち、本当に小さな手で傘を差して、無言でバスを待っていました。ベンチも縁石も雨でぬれていて座ることもできない、大変痛々しく目に映りました。雨のせいかと思いますが、その日は8分ほどバスがおくれて到着をしたということでございます。この春まで幼稚園、そして保育園の年長さんの子供たちです。本当に小さな子供たちです。待ち時間が合計で十三、四分ということになって、もう多分限界の待ち時間ではないかなあというふうに強く思いました。

これから1月、2月、雨の日、氷雨、みぞれ、いろんなそういう悪天候の日もあるんですが、バスも雪が降ると30分おくれということはもう常識であります。定時性が非常に保たれないのがバスでありますので、こういう中、どうかまた雪の中で子供たちが待っている姿を想像してください。

私から言えるのは以上でございまして、2問目の質問に移りたいと思います。

配付をお願いします。

[資料配付]

○8番(安藤浩孝君) 2問目の質問は、水害はいつでも起きる、直ちに命を守る行動、特別警報についてであります。

台風18号の影響による記録的な大雨で、去る9月10日、茨城、栃木県など北関東に甚大な被害が出ました。茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が越水破堤、濁流が住宅地に押し寄せ、とうとい人命・財産が奪われました。ヘリコプターで必死に住民を救出する映像を息をのんで見詰めていた人が少なくなかったのではないかと、改めて水害の恐ろしさを実感いたしましたわけでありまして。浸水範囲は本町の8倍、40平方キロメートルに及び、浸水全・半壊7,500棟を数え、ライフラインでは停電1万1,200件、断水1万1,800件、地域によっては復旧に2週間ほどかかったと報告されております。この水害により、1,000人を超す住民が逃げおくれ、救助要請するなど、近年に

ない災害救助となりました。

常総市の被害は、1級河川に挟まれた地形的な宿命でありましたが、避難指示のおくれやその後の誘導ミス、何よりも防災の拠点である市庁舎が水没、電源喪失など行政側の不手際が目立ちました。一昨年の伊豆大島、昨年の広島など、豪雨による災害の教訓が今回も生かされませんでした。多くの自治体では、3・11東日本大震災以降、地震対策に集中していて、水害への危機意識が薄れていたような感じがするわけであります。

お配りをいたしました資料は、過去の糸貫川筋での洪水年表と、昭和51年9月12日、いわゆる9・12豪雨災害の本町の被災写真であります。大変生々しい記録写真でございまして、経験した私には水の怖さが写真を見るとよみがえってまいります。

この9・12豪雨災害は、台風17号の影響による集中豪雨で、6日間で1,000ミリ以上の降雨量、浸水家屋床下668戸、床上179戸、住宅以外の家屋が65戸、農作物122ヘクタール冠浸水、高屋南部地区ではゴムボートで175名を救出、災害救助法が適用されております。

まだ40年ほど前の出来事で、私たちは苛酷だったあの水害の記憶が薄れつつあります。都市化が進み、新しい住民がふえ、水害の歴史を知る人が少なくなっている今日、川が過去にどの程度の水害を起こしたのか、身近な川の歴史を伝えることの大事さと、水害はいつでも起きる、災害とは日常と隣り合わせであるということ、改めて過去、そして今回の水害で認識をいたしました。

平成17年、平成25年8月改訂版のハザードマップが全戸に配付をされ、各河川が氾濫した場合、どの地域にどのぐらい浸水して危険なのか、どこへ逃げれば助かるのかと客観的に判断できるようになったわけですが、それらを住民・行政がいかに考え、防災意識を高め、運用していくことが減災につながるものと考えます。

それでは、幾つかのお尋ねをいたしたいと思います。

直ちに命を守る行動を求める特別警報の取り組みについてであります。

気象庁は、平成25年、一昨年であります。特別警報の運用を開始しております。数十年に一度の現象として、大雨や暴風雨が予想され、重大な災害の危険が著しく高まっている場合に出されるもので、市町村は住民に知らせる義務があるわけですが、情報の伝達の方法、避難を呼びかける避難準備、勧告、指示などのタイミング、並びに事前防災行動計画、タイムラインの策定と運用について、お聞きをいたしたいと思います。

次に、避難行動要支援者対策についてお尋ねをいたします。

高齢者、障害者、知的障害者、乳幼児など、災害対応能力の弱い人が3・11東日本大震災を初め、近々の災害発生時などにおいて命を落とされることが目立って多くなってきております。避難行動要支援者名簿の運用、情報伝達、避難誘導、救助などの体制づくりについて、お聞きをいたします。

1回目、終わります。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 貴重な資料の配付、ありがとうございます。こうした過去の記憶を受け継いでいくことは大変大切なことであると思いますので、今後も引き続き御助力お願いします。

私のほうからは、議員御質問の事前防災行動計画、タイムラインの策定と運用についてお答えしたいと思います。

初めに、北方町が行う特別警報への取り組みについてであります。特別警報が発令された場合、Jアラートにて配信され、自動的に防災行政無線で発令された旨の放送が流れます。そのほか、平成27年10月より運用を開始しましたきたがた情報メールにも、気象情報として配信されることとなっております。

現在の避難勧告・指示のタイミングは、北方町の浸水に影響のある河川の水位と雨量情報や現地確認によって避難勧告・指示等を発令することになっております。これらの基準については、避難勧告等判断伝達マニュアルに定めており、特別警報発令時に避難勧告等が発令されていなければ発令の検討を、既に発令されている場合においては、その範囲の見直しと追加発令の検討を行うこととなっております。

なお、特別警報の発令基準に満たない場合であっても、岐阜県内において数十年に1度の降水が発生した場合は、特別警報に準ずる気象情報として、県から市町村に情報提供とその対応内容について連絡があります。

これらの流れについては、来年度に向けて作成中のタイムラインに記載しております。このタイムラインは、毎年4月に職員に配付する災害時における初動態勢表に添付し、災害発生前から対応について事前の情報共有を図り、状況に応じて迅速かつ確実に対応できるよう準備していきます。また、国が取り組む避難を促す緊急行動の一つとして、水害対応チェックリストの作成が上げられていることから、こちらの作成についても着手してまいりたいと考えております。

毎年のように繰り返される行政側の災害対応の不手際を教訓と捉え、北方町ではさらなる防災対策の確立に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） それでは、私のほうからは避難行動要支援者対策についてお答えをいたします。

国から、地域に住む高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者、これがいわゆる避難行動要支援者でありまして、この者の把握に現在努め、避難行動要支援者名簿の作成を現在求められているものでございます。

町では、民生委員の協力を得て70歳以上の高齢者の世帯や75歳以上の昼間独居となる方、岐阜県からは重度障害者等の情報を得て見守り台帳を整備し、避難行動要支援者の把握に努めております。また、名簿登載者のうち公開の許可を得た方については、自主防災組織に名簿提供をしております。

この名簿の運用については、災害時に地域において安否確認や避難支援を迅速に行えるようにするためだけの活用ではなく、日常的に地域で見守りが必要な人への見守り活動の推進につなげていただけていると思っております。しかしながら、名簿は住民票などのデータをもとに整備されていますので、地域で実際に暮らす全ての住民が網羅されているものではございません。町といたしましては、自治会が中心となり、地域でより実態に合った名簿をつくり上げていただきたいと考えております。

また、多様な情報伝達手段の確保が求められておりますが、防災無線のほかに、新たに防災・防犯に関する緊急情報メール配信サービスを開始いたしました。また、自主防災訓練を通じて、地域住民が主体となった避難誘導や救助の体制づくりの訓練を行っていますが、要支援者の支援対策は、実際にはなかなか進んでいないように感じております。

しかしながら、要支援者の避難支援等にはマンパワーが必要であり、それには地域の力が不可欠であり、地域全体で支えていく地域づくりが必要です。そのため、岐阜大学との協力のもと、自主防災訓練づくり、支援事業などを継続し、町と住民が協働で要支援者対策の強化をしていくための地域づくりの推進に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 今、幾つか御答弁いただいたわけですが、お配りいたしました被災写真、洪水と年表ですね、私たちも含めて、北方町には大きな川もない、山もない、海もない、だから災害は全くないんだというような意識というのがかなり蔓延をしておるわけですが、お配りいたしました写真のように、40年前、このような大きな災害が起きておるわけであり、現実に。昨年の広島、それからことしの鬼怒川も、線状降水帯が、積乱雲が次から次へと襲ってきて、1週間で600ミリ、800ミリ、1,000ミリというような大量の雨が降れば、北方町も確実に浸水家屋が出るというふうに私は思っております。50年に1度の大きな雨ですと、そういったことが起きると思いますので、防災課、またしっかりお願いをしたいと思うんですが、そこで再質問をしていきたいと思うんですが、まず1点目、支援者名簿の情報を今言われましたが、これを持っておられる組織、団体というんですかね、個人ということはないと思うんですが、そういった方はどういった組織の方が持っておられるのでしょうか。

それから、その情報をどのように団体間で、例えば民生委員さんが持ってみえるか、自治会が持ってみえるかちょっとわかりませんが、その連携というんですか、年に1回、2回はそういった打ち合わせを行っておられるのか、お聞きをしていきたいと思えます。

それから2点目、避難支援計画を今お聞きしましたが、これは基本的な取り組みとしての全体計画というのはよくわかったんですが、個々の避難計画、いわゆる個別計画ですね、これの運用は進んでおるのかどうかということもお聞きをいたしたいと思えます。

3点目に、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、本町には天王川沿いに、柱本にありますああいったようなお年寄りの施設が全部で13施設あると思っておりますが、その施設との避難確保計画、それから防災訓練、自衛水防組織、そういった取り組みですね、各施設連携は行われておる

のか、現況をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、先ほどの鬼怒川の話にも出ましたが、近年、洪水のほか、内水の想定を超える浸水被害が出ております。本年11月19日、水防法の一部改正が法律が施行されましたが、それについて当町の取り組みについて、この4点お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） では、私のほうから、答えられる箇所について答えさせていただきます。

まず、支援者名簿でございますけれども、議員おっしゃられましたように民生委員と当町が持っているものが全てのものでございまして、それを民生委員さん、それから一部、先ほど申しましたように住民から公開の許可を得たものについては自主防災組織のほうにお渡しをしております。この中に、いろいろと国からの指針等を見ておりますと、警察とか消防署についてもそういう情報を提出できることに、我々のほうの見守り台帳についても、許可を得たものについては警察・消防署内への提出もできることになっておりますので、今現在、そのものについては提出はされておきませんが、近いうちに警察と消防には協議をして、名簿を提出しようというふうに考えている状態でございます。

また、打ち合わせでございますけれども、これについては正直なところ、しっかりとできているものではございません。ですから、防災訓練の時点で自主防災訓練づくり支援事業等を通して、こういうものの運用について周知をしているというところでございますけれども、こちらについても地域づくりということで、行政側だけが一生懸命やってもできませんので、やはり全て支える側というか、そういうものの支援をしていながら、地域づくりを推進していくということが一番大事だと思いますので、その辺のところを町のほうとしても一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

もう1点が個別計画の運用でございますけれども、これも同じようなものですけれども、今の見守り台帳の中に個別計画が書いてあるんですけれども、これについてもしっかりと運用はできている状態ではございません。一人一人どうしていったらいいのか、誰が助けるのかということが、しっかりとできておりません。この辺についても、やはり町だけではだめですので、地域の方、地域づくり、民生委員さん、自治会長さん、自治会の皆さん、また地域の事業者の皆さんと協力を得ながら、これからも個別計画の運用に、できるように努力していきたいと思っています。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） お尋ねの11月19日の水防法改正への取り組みという格好ですが、今、申しわけありませんが詳細な資料が手元にありませんので、ちょっと申しわけないですが、各法律の改正に当たっては、当町で取り組める内容については年度末までかけて、また地域防災計画に反映できるものについては反映していくというような格好で、また個々の取り組みについては取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（安藤浩孝君） 2点目がまだ聞いていない。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 今お尋ねの浸水想定区域内の要支援者施設との連携というお尋ねであります。具体的に取り組みが進んでおるものではありませんので、今後取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 何かちょっとおこなっていますね。防災計画を見ると、はっきりうたってあるんですね。これ、全く連携されていないということですね。例えば天王川沿いのそういった施設で、こういったようなことについて、そういうことでよろしいですか。全く町としてはかかわっていない、知らんということでもよろしいですか、お聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 個々の連絡先等の交換等はさせていただいております。災害に遭ってどういった行動をとるべきかといった具体的な取り組みがなされていないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） いろいろ聞いてまいりましたが、減災へのベースというんですか、センターベースは、申すまでもなく自助・共助・公助ということでございます。タイムラインを一刻も早くつくっていただきたいなあと考えています。これは減災・防災の一丁目一番地になると思いますので、一日でも早くタイムライン、やっぱりこれが一番もとになると思いますので、ぜひお願いをしたいなあと考えております。

それから最後になりますが、今回自主防災の避難訓練、私も出てきまして感じたことなんですが、今まで行政任せというようなことで避難訓練、ただただ参加するというような感じがあったんですが、今回自主的に自治会が主体となってやっておられるという姿、私も非常に防災意識が高まっていいことだなあというふうに感じてきたわけですが、ただ終わりましたから、よその自治会のいろいろ話をお聞きしましたら、結構しっかり取り組んでみえるところもあったんですが、中には集まってただ単にお話をして終わったというようなところの自治会も聞いておりますので、全体にこういった防災意識が北方町全体で上がるように、やっぱりそういったところにはちょっとこ入れというんですか、ちょっと御指導させていただいて、全体が上がるように、今後とも来年に向けてこういった防災訓練、全自治会がいろんなことに取り組めるように、また御指導をぜひお願いしたいと思います。

それでは最後の質問に行きます。3点目です。

3点目は、町議会議員選挙の投票率の低下についてであります。

任期満了に伴う北方町議選は、9月20日投票、即日開票となったわけでありましたが、投票率がとうとう5割を切り、49.81%、過去最低であった前回は3.74ポイント下回ったわけでございます。今回、選挙の当日有権者は1万3,986人で、投票者は6,986人、前回より500人近く投票棄権者が増加をしたということでもあります。

過去の選挙の投票率は、昭和54年が85.69%、昭和58年が83.61%と高い水準で推移してきましたが、平成3年、69.74%と前回から大きく14ポイントの下落、その後は毎回4ポイントから3ポイント弱の長期下落が続いております。今回の50%割れとなったということではありますが、この町議選投票率、2人に1人が棄権であり、この傾向が続けば、選挙結果を民意と呼べなくなる日が来ても不思議ではないかと考えるわけであります。

一方、国政選挙における全国投票率の推移は、昭和54年の第35回総選挙は68.01%、昭和58年総選挙67.94%、記憶も新しい与野党政権交代した平成21年選挙69.28%をピークに下落をし、平成24年、平成26年選挙と2回続けて過去最低を更新し、52.66%となりました。

全国の首長選挙、議員選挙などの自治体選挙においても、投票率の低落傾向で悩んでおります。投票行動の分析に詳しい大学の社会調査研究所では、選挙離れの進行速度は深刻で、構造的な問題だと捉えなければならぬとしております。選挙離れが進めば、政治や行政と有権者との距離を広げ、民主主義の土台をむしばみ、いつしか崩壊の危機が来るのではないかと強い疑念を持つものであります。

選挙への関心を高め、棄権を防ぐには、候補者は魅力ある熱いまちづくりの論戦を繰り広げ、有権者は選挙権の重みを認識することがまずもっての大前提の上、投票しやすい環境をどうつくるのかということではないかと思えます。

棄権を防ぐ方法の一つとして、98年の参議院選から投票時間が午後8時まで2時間延長、期日前投票、不在者投票制度、成年後見人の選挙権回復など、公職選挙法の一部改正が図られてまいりました。また、平成28年6月19日施行される年齢18歳以上満20歳未満の者が選挙に参加することができる選挙権年齢の引き下げが、70年ぶりに改正となっております。さらなる改正として、規制の多い公職選挙法の見直しなど、急ぐべきではありますが、自治体の工夫で取り組める部分も幾つかあるのではないかと思われております。

そこで、お尋ねをいたします。

今回の町議選の低投票率、私も候補者の一人として責任の一端を感じておりますが、この低投票率に終わった選挙への所感、今後投票率を上げる工夫のお考えをお聞きいたしたいと思えます。

また、先ほど申し上げました選挙権年齢の引き下げ、来年夏の参議院選から実施となっておりますが、若い有権者や将来の有権者に政治参加の大切さを説くことは欠かせないと思えます。そういった人たちを対象とした啓発事業の考えもあわせてお聞きをいたします。町の将来、日本の将来を語り合う社会をつくる、それが民主主義の継承につながるものと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、私のほうから選挙についての質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、今回の町議会議員選挙の投票率が過去最低記録を更新してしまったことにつきましては、町としましても、まことに遺憾に思っております。投票率を上げる工夫につきましては、これま

でどおりの広報、ホームページでの広報活動には限界があると考えております。議員御指摘のように、肝心なことは、有権者の皆様にまちづくりに関心を持っていただくことにより、選挙の重みを再認識していただくことであると思います。

議員御承知のとおり、当町では住民参加の草の根民主主義のまちを目指して、町民対話集会やワイガヤ会議等の事業を実施しております。一朝一夕には投票率の改善にはつながりませんが、このような取り組みに積極的に参加をしていただき、行政に対して興味・関心を持っていただくことこそが、長い目で見れば一番の改善策になると考えております。これからも有権者の投票行動が活発化するように努力を続けてまいります。

選挙年齢の引き下げの対応につきましては、今回、新たに対象となる有権者に対して、町として独自の啓発活動を行うことは困難であると考えております。しかしながら、法改正に伴い、総務省、文部科学省が連携し、政治参加に関する副教材が全国高校生に配付されると聞き及んでおりますので、各高等学校において主権者教育が実施されることにより、若い世代における有権者意識の醸成がされることを期待したいと思います。

今後も、政治参加のために意識改革の取り組みについては研究が必要であると思います。議員各位におかれましても、住民に対してただ単に要望するだけでなく、まちづくりに積極的に参加して、行政とともに知恵を出し合えるようお願いをしていただくほか、よりよい取り組みがありましたら御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 投票率の問題、大変深刻な問題でございまして、ハード・ソフト両面、幾つかあるのではないかと考えております。私議員個人も、今回の選挙において本当に燃え立つような論議ができなかったということ、そしてまた任期4年間の間に町民の皆様に発信することが弱かったのではないかと、いろいろ自問自答しておるわけでございますが、公職選挙法という縛りがある中で、戸別訪問の禁止だとか、配布のビラだとか、それからまだまだ規制が多いネット選挙、それらの厳しい規制が有権者から政治を遠ざけておる面もあるのではないかというふうに思います。

10月でしたか、ワイガヤ議会、政策審議会ですね、そのグループの中で選挙について協議をされております。9月20日に投開票の行われた町議会選挙は、町民にとって最も身近な選挙であるにもかかわらず、50%を割り込んだと。町民はもっと関心を持ち、投票率を上げる方策を検討すべきではないかというような中で、こんなようなことが話し合いをされたようであります。転入してきたばかりの人や若い人を初め、投票する候補者を選ぶ判断材料が乏しい。選挙広報の配付はできないか。候補者の公開討論会はできないか。街頭演説をしていますが、どこで誰がしているかわからないから、演説場所が設置をされ、そのスケジュールが公開されると行きやすい。候補者がわかりづらい。投票所の利便性の向上ということで、高齢者が自力で来るのが困難な人に対しては送迎バスなどを検討してはどうか。また、利便性の高い民間施設、アピタ北方というふうに書いていますが、移行してはどうかというような御提案が幾つか政策審議会、ワイガヤ議会で

協議をされておるわけでございます。

そこで、投票所についても幾つか提案があったわけですが、今回の投票率、何遍も言っていますが49.8%、前回よりも3.74%マイナスということになりましたが、その平均値、3.7%下がったんですね。その平均値よりももっと下がったところが、自治会がございまして。例えば梅野町マイナス6.5、戸羽町マイナス6.75、西町マイナス6.09、栄町、これは本当に驚くべき数字になっていますね、驚嘆の数字です。マイナス16.18%、2割近い方が棄権を、栄町の方されております。前回二百七、八十人投票された方が210人ということで、65人の方が栄町は棄権ということになっておりますね。

これらの地区、もともと役場とか北方小学校がうんと近いんですね。そういったことが今現在、西小学校、それから栄町については芝原の婦人の家ということで、大変距離が出るようになってきました。身近なところで投票ができたのが、やっぱりお年寄りだとかそういう方が芝原へ行ったりとかいうこと、大変困難だというふうに思っております。

来年、いよいよ新庁舎が、4月ですか、5月ですか、あちらへ移るということでございまして、もし新庁舎ができた場合、例えば戸羽町、目の前ですよ。増屋町も目の前、梅野町も目の前、そういったことを含めて、どういう国の縛りがあるかちょっと私わかりません。わかりませんが、これ1回考えていただいたらどうですかね。目の前でできる選挙投票所が西小まで行かなあかんということになると大変不便なことが高じますので、このあたりを一度、ワイガヤ会議でも出ておりますので、今の話、どういうぐあいになるのか、ちょっとお考えを示していただきたいというふうに思います。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 今回の投票所の件につきましてですけど、まず私どもの場合、不在者投票につきまして現在役場でやっておりますので、町民の方からお尋ねがあつて遠いというお話があれば、できる限り期日前投票のほうを御利用していただくように、皆さんに御紹介をしていただきたいなあという思いがございまして。

それと、投票所の再編につきましては、これは去る24年に一度再編成をしたものでございまして、今現在、投票所をかえるということは混乱を招くということもありますので、今のところ、今現在としては投票所をかえるということは考えておりません。

それと、各投票所につきまして、やはり目の前に投票所がありながらちょっと遠くの投票所へ行かないかんというのは、栄町に限らずほかの町内のほうでもお話は聞いておりますので、住民要望とか住民の世帯割を考えながら今後検討はしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 来年、参議院選挙がございまして。18歳以上の方も投票する権利が生まれてまいります。ぜひ政治参加の大切さを、それが民主主義の継承につながると思っておりますので、また御検討のほどをよろしく願いたいと思っております。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、安藤哲雄君。

安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） 議長のお許しが出ましたので、一般質問を早速始めさせていただきます。

組み体操についてでありますけど、全国の学校で組み体操事故は、最近の新聞・テレビで報道が多くなっているように、ふえております。わざが多様化して、4段タワー、5段タワーと難易度も上がる中、学校の安全管理が不十分で事故が起きた例も多いです。学校指導要領に含まれない組み体操は、実施判断が学校に委ねられているが、専門家は事故のリスクに目を向けるべきだと警鐘を鳴らしています。

日本スポーツ振興センターによると、小・中・高の組み体操事故件数は、2014年度は8,592件で、前年度より31件増加している。名古屋市では、27の市立小学校でことし4月以降、組み体操の練習中に転落したり、足を踏まれたりして手足の指や肩などの骨を児童28人が骨折しました。また、名古屋市を除く愛知県内の公立小・中学校で、組み体操で骨折などの重いけがを負った児童・生徒が、2013から2015年度の3年間で計396人に上がることがわかりました。これは、組み体操を取り入れている学校で、2校に1人以上の割合で重傷事故が起きていることになります。

そこで、本町においても小学校で組み体操を実施していますが、北方小学校の運動会では、5段ピラミッドで最上段の児童2人が向き合いながら起立し、一応成功してはいましたが、ふらついて今にも転落しそうな状態でありました。そこで、後になって児童に聞いてみますと、最上段は非常に怖い思いをしていたと話し、また練習では、下の段が潰れて最上段から落下したが、ほかの児童の体の上に転落したことが幸いし、けがはなかったと話してくれました。そのほかにも、3段目から転落した事故もあり、練習中に最低2件の転落事故があったと思われます。

組み体操事故に詳しい名古屋大大学院の内田良准教授（社会教育学）は、学校は組み体操で子供たちに一体感や感動を味わわせるという意義を強調するが、安全対策がおろそかになり、事故が起きているケースが多い。リスクを軽視すべきではないと指摘しています。

このような事例からお尋ねします。

本町の3小学校において、練習中も含めて転落事故の実態。そして、来年度から組み体操の内容や指導方法の見直し、または取りやめ。

以上2点についての質問、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 北方町内の3小学校のうち、本年度の運動会で組み体操を実施しているのは北方小学校と北方南小学校です。両校とも5・6年生の児童がその演技に携わっています。

これはちょうど議員がおっしゃった、そのときの写真です。見事5段のピラミッドを完成させたときの写真です。ここで、運動会を終えての子供たちの作文を二、三紹介したいと思います。

私は、6年生になったら組み体操で最後につくるピラミッドの一番上に乗ってみたいと思っていました。その夢がかないませんでした。私はとてもうれしくて、ドキドキしています。最初はただ乗

るだけだと思っていたけど、そうではありませんでした。上に乗ることは、バランスをとるのに大変難しさがあることがわかりました。下にいる子がどんな気持ちで支えてくれているのかを聞いてからは、みんなの気持ちを大切に頑張ろうと思って練習しました。

2人目の子です。最後に組み体操がありました。僕は一番下でみんなを支える役目でした。砂が足について痛かったけど、みんなを支えるために最後の力を振り絞って支えることができました。けがをする子もなく、みんなが安全に気をつけて練習のとおりできて、本当によかったなと思います。運動会で学んだことは、最後まで諦めないこと、何事にも本気で取り組むこと。この宝物を大切にしていきたいです。

最後、3人目です。組み体操でピラミッドをやることになり、練習でつらいこともありましたが、自分たちでピラミッドをやりたいと決めたことだから、諦めずにやりたいと思いました。運動会当日、最後の笛が鳴り、ピラミッドの一番上の子のポーズが決まり、多くの人から拍手をもらって、成功したんだなあと思って喜びがあふれてきました。僕はこのことから、これからもまあいいやとか面倒くさいとか思わずに、何事にもチャレンジしていきたいと思います。

組み体操は、児童や保護者、地域の方々の要望も強いことや、伝統種目になっていること、そして運動会の花形種目の一つになっていることは否めないことだと思っています。しかしながら、議員御指摘のようにリスクもあわせ持っております。学習指導要領の中には、組み体操を体育の時間でしなさいという規定はなく、力強い動き及びその動きを維持する能力を高めるための運動としての関連を図って指導されています。その指導にかかる授業総時間数105時間のうちの5時間から8時間程度を充て、段階的に指導する計画を立てております。もちろん、ピラミッドを組むときには教職員も複数で指導に当たり、万が一のリスクに備えていることは御承知のことだと思っています。

さて、議員の御質問に答えます。

まず1つ目の質問、転落事故の実態についてです。

議員の聞き取りのように、細かな転落はあったように聞いておりますが、本年度、町内の2つの小学校で組み体操によるけがとして日本スポーツ振興センターに報告した者、つまり重症のけがをした者はゼロでございます。練習中も、本番でも、けがはなかったと報告を受けております。

これは後ろから見た写真なんですが、先生方が常に複数で対処し、リスクを減らす努力をしていました。この写真を見ると、4名の先生方がついております。さらに、なるべく一人一人にかかる負担を少なくする配置上の工夫がされていたこと、1段目の子にはソーラン踊りで使うはっぴを地面に敷いて行うという配慮がなされていたから、けががなかったというふうに捉えます。

2つ目の御質問ですが、現在、今年度の学校評価及び行事や諸活動の反省を保護者や先生方で行っているところです。その結果をもとにして、学校運営協議会、それから教育課程検討委員会などで来年度の行事について計画してまいります。議員御指摘のことも当然視野に入れながら検討されているものと思われまますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） ただいま御答弁いただきましたけど、実際に、やっぱり隣の愛知県において2校に1件重傷事故があるということで、本町ではたまたまことしなかつただけだったかもしれないです。文部科学省においても、組み体操は体育の授業で教育すべき内容として不適切であるとの旨を公に認めております。こういったことから、やはり本町においても組み体操の取りやめを選択肢としてもよいのではないかと考えております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） ここで休憩をいたしたいと思えます。45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開をします。

次に、三浦元嗣君。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 議長のお許しをいただき、この場で私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、役場の窓口事務の改善の問題であります。

現在、新庁舎の建設が進み、3月には完成とのこと。しかし、町民の皆さんからは、最近耐震補強を行ったばかりでまだ十分使えるのに、なぜ新庁舎を建てる必要があるのかといった御意見をよくお聞きします。私は、町民の皆さんのこういった御意見に共感を感じます。町民の皆さんには新しい役場を気持ちよく訪れていただき、新しい役場になってよかったと喜んでいただけるよう、新庁舎では住民サービスをぜひ心がけていただきたいと思います。

住民にとって、最も役所が身近に感じられる場所は窓口です。誰しもが、一度はそれぞれの自治体の窓口を訪れたことがあるはず。しかし、今までの北方町の役場の窓口は、町民に評判がよいとは言えないのではないのでしょうか。お聞きする苦情の幾つかは、待たされる、どこへ行けばよいかわからない、幾つもの窓口を回らされた、手続が面倒で何度も窓口へ聞き直した、複数の証明書類が必要な場合、何度も住所・氏名を書かなければならないなどです。

新庁舎になるこの機会に、ぜひとも総合窓口の導入を検討されてはいかかかと思えます。総合窓口化とは、住民の利便性向上のため、住民が関連する複数の手続を一カ所の窓口で集中して行うことができるようにする取り組みのことです。住民目線で窓口業務を点検し、現在の条件で可能な窓口業務の改善を工夫し、少しでも住民の方々から新庁舎になってよかったと言ってもらえるような改善をぜひお願いいたします。具体的には、総合窓口方式導入をぜひ検討してみたい。この点についてどう思われるか。

また、全てを包括する総合窓口はシステムの変更が必要です。今すぐ実現というわけにはいかないと思えます。ライフイベントに対応した複数の手続が必要なものに関し、可能なものから総合窓口化を図られてはどうかと思えます。この点お尋ねします。

続いて2点目は、証明書を1種類だけ必要な方は、申込用紙が今の対応する形で存在していま

す。しかし、複数の証明書類が必要な方が請求する場合、何回も自分の住所・氏名を書いたり、そして幾つもの用紙を提出しなければなりません。こういった書類、1枚の申請用紙で複数の証明書を交付できるように改善されてはいかがかと思います。

以上、お尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、役場の窓口事務改善についての御質問に対してお答えをします。

現庁舎では、玄関ロビーから最もわかりやすい福祉健康課のカウンターを総合案内と位置づけ、来庁者の方への対応を行っています。来庁者の中には高齢者の方や体の不自由な方もお見えになりますので、初めに受け付けた職員が課や係の壁を超えて職員間で声をかけ合いながら、場合によってはお客様が待っている場所まで直接出向いて対応をしています。そのこともあってか、窓口アンケートでは「親切に対応していただけた」との声も幾つかいただいております。そのような現状を踏まえて、新庁舎でも総合受付の窓口をつくる予定は現在ありません。

しかしながら、ハード面では、課ごとにカウンター周りの色を変えることにより、来庁者が迷わず要件が済ませることができるよう配慮をしております。ソフト面においても、どの課の窓口でも要件を気持ちよく済ませていただけるように、これまで以上に新庁舎にふさわしい心ある丁寧な窓口対応に心がけてまいりますので、御理解のほどよろしく願います。

申請様式につきましては、例規等で定められたものもありますので、まとめることができないものがありますが、今後可能な限り1枚の申請用紙にまとめられるように検討し、より利便性の高い窓口サービスを研究してまいりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今の点で、再質問をさせていただきます。

用紙の問題ですが、実は先日、岐南町の新庁舎を見学させていただきました。そのときに窓口をどのようなふうになっているか見させていただいたんですが、岐南町の場合、多くの窓口が全てローカウンターで、着席して対応されるようになっていました。ハイカウンターの場所は総合案内的な場所だけで、あとは全てローカウンター対応です。果たしてそれがいいのかはそれぞれの町村によって考え方は違いますが、そういうような対応をされていました。

また、先ほど質問してお答えいただきました1枚の証明書で幾つかの書類が交付される、そういう用紙、実は岐南町では3つ、住民票と戸籍と印鑑証明、この3つが1枚の用紙で実行されております。これも先日の岐南町の新庁舎の見学の折にお願いいたしまして、いただいてまいりました。

職場の職員の皆さんは、あちこちの自治体に行かれるケースも多いと思います。常に職場の窓口改善のために意識していれば、それぞれの自治体でどのような取り組みがなされているのか見えてくるだろうと思います。そういうような各地の取り組みについて、もう少し取り入れて検討されてはいかがかと思います。

今おっしゃったように、複数の証明書類を1つにまとめることが困難だということですが、実際にすぐ近くでも行われておりますし、私が知り得る範囲では、大阪府の箕面市は、さらに税金関係の証明も含めて4種類のものが1枚にまとめられているというふうには伺っています。そういったところも調査されてはいかがかと思えます。

また、総合窓口の問題でも、全国の市以上のレベルでは2007年の調査で、富士通総研が行った調査ですが、33.3%、約3分の1が総合窓口を設置しているというふうに言われています。この点でも、他市町村の窓口業務の状況を十分調査されて、どのように改善していくか、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、その点で、今までそういった調査を意識的に行われたことがあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 意識的に調査を行ったことは今のところございませんが、私ども、ほかの市町村の窓口で総合窓口というようなところ、実際に利用したことはありますが、総合窓口では諸証明の発行、これだけをやっているというのは、ほぼ総合窓口のあり方だと思っております。

今回、総合窓口については設置をいたしません、住民の皆様が来ていただいたときに、先ほどお話ししたように、課の壁を超えて職員が移動して、その場に行って対応というような形をとらせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

また、申請用紙につきましては、先ほど答弁いたしましたように、そのような用紙が多数あるということがございますので、私どももこれから研究して、できるだけお名前を書いていただく箇所が少なくなるように努力して、申請書を改良してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） ありがとうございます。

今、先ほど申し上げたように、ぜひいろんなところの調査をされて、最も町民の皆さんに喜んでいただけるような窓口業務に改善していただきたいと思えます。

ただ、最後に申し上げておきますが、この点で最終的に総合窓口を導入するかどうかについて、やはり町長の御決断が必要ではないかと思えます。幾つかの課にまたがりますので、それぞれの課の考え方というのが存在すると思えますので、なかなか総合窓口化するのは困難かと思えます。ぜひともこの点でも御検討いただけたらと思えます。特にこの場での答弁は求めませんが、改めてこの問題についてはもう少し私のほうでも調べた上で、皆さんにお尋ねすることになると思えます。

1つ目の質問を以上で終わります。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

先ほども申しましたが、新しい役場ができます。役場新庁舎のアクセス路となる周辺の地域の環境整備をぜひお願いしたいと思っております。

現在、役場の新庁舎建設に伴い、その周りの環境が整えられています。芝生に覆われた防災公

園、役場の前の道には街路樹が植えられ、すぐれた景観になるのではと思っています。しかし、残念なことに、役場から少し離れると道路は途端に古くて、あちこちが傷んだまま放置されており、新庁舎前の美しさとは歴然とした差を感じます。

まず1つ目は、役場の正面から北に延びている町道194号についてお尋ねします。

この道は、かつてリヤカーが辛うじて通るほどの桑畑に通じる細い道でした。北方に県営住宅ができたとき、そこにお住まいの方々が商店街に買い物に出かけられるようにと当時の地権者の方々にお願いして譲っていただき、現在の町道がつくられました。北方団地はもう取り壊され、現在はハイタウン、役場新庁舎、防災公園となって新しくなりました。しかし、町道194号はその当時整備されたままとなっています。

道が狭いため、歩行者があると車は側溝のふたを踏んで走ります。そのため、コンクリートのふたが欠け、あるいはずれて大きなすき間があき、中には大人の足が入ってしまうのではと思えるほどのものもあります。歩行者、特に子供や高齢者には危険な道路となっています。

役場新庁舎周辺の環境整備として、この道路について、側溝の部分も含めて再整備してはどうかと思います。まず、この点を1点目でお尋ねします。

同時に、実はこうした問題がある道路は、商店街を中心とした道路網、あるいは他の地域でも昔からある集落の中の道路はおおむね同じような状況です。それらの道路はつくられた時期が古く、側溝のふたが欠け、側溝が泥や砂利で埋まっている、道路に水たまりができるなどの問題がある道路が多く存在します。一度、築造時期の古い順に道路の点検を行い、傷みの激しいところから計画的に整備を行ってはどうかと思います。この点をお尋ねします。

2点目は、町の防災計画上の問題であります。

地震により火災が多発した場合、商店街に住まわれている方々にとっては避難路が複数あることが重要です。建物倒壊や火災の同時発生により、東西のどちらへも逃げられない事態になったとき、南北に延びる小道の存在は大変重要となります。

増屋町の中央付近の方々は、南に逃げようとする町道56号を南に下り、梅野町に至ります。梅野町の通りで梅野町の住民の方々と合流し、さらに南の防災公園や役場の新庁舎に避難することになると思います。

この梅野町から防災公園に抜ける狭い路地があります。この路地、途中から水路がむき出しにあらわれて、道幅が極端に狭くなります。いざ逃げてきても、ここで前がつかえて逃げることができない、そういった状況が予測されます。防災上の観点から、ぜひともこの水路、その側溝にふたをして道を広げてはどうかと思いますが、この点お尋ねいたします。

3点目は、役場新庁舎前の町道500号の西側、きらりと図書館の間の道です。

道路ではないと伺っていますが、実際には道路として使われています。これまで通過する車は少なく、余り問題になっていませんでした。しかし、役場新庁舎が完成すると、役場へ通じる東西方向のアクセス路として通過交通が多くなると予測されます。この道、大変問題があって、1つ目は町道6号につながる部分で折れ曲がっていて非常に危険です。同様に、町道6号につな

る部分で幅が狭くなり、入ってくる車と出る車のすれ違いが困難になっています。図書館の駐車場の奥行きが不足し、そのため大きな車は外にはみ出して駐車しています。駐車場出口がこの接続部分（交差点）からすぐのところであり、駐車場にとめた人が道路へ出ると曲がってくる車がある、そういつて危険な状況が生まれると思います。さらに、きらり側に丸い石のオブジェがありますが、これが意外と人がつまずきやすいものになっています。歩行者が車に気をとられると、危うくつまずく危険があります。また、自転車も走りにくいとのこと。

今、この通路の一番狭いところは、図書館の駐輪場の前に電柱が1本はみ出して存在していますので、その部分が一番狭く、通りにくい部分になっています。こういったこの部分、道路ではないということですが、そのために単純に道路整備の問題では片づかないことは十分承知しております。しかし、きらりホールも図書館も、どちらも教育委員会の管轄の建物であると思います。図書館の駐車場を現在の位置から変更し、図書館側を後退させれば、一定程度の解決ができるのではと思います。ぜひ抜本的な改善ができるように工夫していただきたい。この点、どうお考えになるかお尋ねします。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） それでは、私から議員お尋ねのことについてお答えいたします。

まず、1点目の道路の改修についてですが、町道194号線は現場を確認したところ、整備より30年以上が経過しているため、側溝ふたのがたつき、すき間などが発生していました。しかしながら、現状では雨水を排水するという側溝の機能は問題ないため、ふたの交換や補修、すき間の調整を行いたいと考えております。議員御指摘のように、修繕が必要な箇所より計画的に修繕等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の道路拡幅についてです。

この道路は防災公園西側の北に位置し、梅野町地内を南北に通る道路です。北側の幅員は2メートルほど、南側は水路があり、幅員は半分の1メートルほどとなっております。この道路を災害時の避難路として整備してはという御質問でございます。

この道路東側には2軒の民家があり、いずれも道路際に建てられております。また、建築年を調べますと、耐震基準が改正された昭和56年以前でありましたので、大きな揺れを伴う地震時には倒壊の可能性が考えられます。

地震時の避難は、距離に関係なく、通行に支障のない安全な道路を通っていただくことが重要と考えておりますので、防災上の観点から、この道路を避難路として整備することは難しいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3点目のきらりホールと図書館の間の道の整備についてです。

この道路は、きらりホールの建築時に県営住宅当時の通路をなくさないように整備されたものであり、生涯学習センター施設の敷地内にあるものです。車が通行可能な部分の幅員は約5.8メートルであり、普通車同士であればすれ違いも十分可能である道となっております。そのため、

ほかの道路を通行するときと同様に、安全に注意して通行していただきたいと思います。

また、この道は敷地内通路であることから、道路として拡幅整備した場合は、生涯学習センターが建築基準法の規制である道路斜線や日影規制等に適合しない可能性もあります。

このようなことから総合的に判断して、現時点ではこの道を広げる必要はないと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 先ほどの防災計画上の避難路の考え方ですが、確かにこの通路につきましては、南に向かって進行するとき左側におうちがあります。それが地震等で崩れれば、この避難路というのは通ることができなくなる、それは了解できますが、ただ同じように先ほど指摘いたしました町道194号に接続する道、この辺あたりも増屋町、戸羽町の間では十分家が建っており、何らかの家屋の倒壊があれば通ることができなくなる道です。

防災路というのは、ここが絶対通れる防災路であるというふうに確信を持って決めることはできません。幾つか存在し、その中で逃げられる道路を選択するということになります。つまり、この整備をされれば、増屋町や梅野町の方々は選択肢が1つふえるということになるんじゃないかと思います。どの家も同じように倒れるわけではありませんので、使える道、使えない道というのは、実際に災害が起こってみなければ判断できません。単純にこの道しか使えないということとは考えられないのではないのでしょうか。

また、先ほどの図書館ときらりの間の道の問題ですが、先ほども指摘しましたように、一番狭いのは電柱がはみ出しておるところです。その部分では、先ほどおっしゃられたような幅があるかどうかは、私はちょっと疑問に思いますけれども、ただ車がすれ違えるかどうかという点でいえば、もちろん問題なく道全域が車がすれ違えることができます。ただ、交通量がふえて、そして図書館に出入りする方があるときに、駐車場をおりて図書館の中を歩いて図書館に入って行くわけではありません。道路に出られるはずですが、そこには当然歩道などは設けられていません。そうした歩行者が通っているという状況と、車がすれ違おうというふうに状況を考えますと、大変危険ではないかと思えます。

とりわけ図書館の一番端、西側の駐車場は車椅子利用者の方の対応になっているはずですが、ところが、そこが一番曲がり角から近い位置にあります。当然、車椅子を利用される方はそこで駐車し、車椅子に乗られて道路に飛び出されるわけです。ところが、曲がってくる車は車椅子が出てきたことが見えませんから、曲がってきてすぐに車椅子が出てきてびっくりする、あるいは事故に至る。こういう可能性もあると思います。ぜひその点、もう一度よく検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 避難路につきましては、当然複数選択肢があるというのは重要ですが、地震時においては、先ほど議員も御指摘のとおり、どこが通れるかというのは災害が起こってみないとわからないことをございます。大回りしてでも避難していただければという、

時間的な余裕は地震時においてはあるかと思しますので、その点よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

図書館前の通りにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、ほかの道路を通るときと同じように十分安全に注意して通行していただければ、そのような事故は防げるのではないかと、交通量が直ちに多大にふえるとか、通過スピードが突然速くなるとかということではないと思しますので、その辺、御理解よろしくをお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） まだまだ私としては納得できるような御返答とは思えませんが、時間もありますので、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、きた子ども館・保育園の施設整備の問題です。

私たち大人は、自分の好みに合わせてトイレの様式を選びます。今の子供たちは洋式トイレで育ちます。しゃがむという選択肢を知らない子供たちは、和式トイレは安心して排せつできる場所ではありません。

2014年に、小学校低学年の子供に王子ネピアと日本トイレ研究所というところが共同で調査したアンケートによると、「学校でうんちをしたくなったらどうしますか」という問いに対して、41%もの子供が「我慢する」と答えたそうです。すっきりと排せつすることは、おいしく食べることと同じくらい子供たちの発育や発達に重要なことです。

先日、見学に訪れましたきた子ども館のトイレは、幼児用を除いては全て和式便器になっています。また、トイレのドアも傷んでぼろぼろになっています。一方、みなみ子ども館の施設は、当然新しくつくったものですから、それとは大きな違いを感じます。建物の差は何ともしがたいことですが、少なくとも老朽化した設備や備品については補修や取りかえて、両子ども館の差が余り感じられないように早急に整備をお願いしたいと思います。

また、南保育園の一部のトイレは和式のみとなっています。きた子ども館及び南保育園のトイレについて、早急に洋式化を図っていただきたいと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

さて、この問題に関して、私は保育園4園ときた・みなみの子ども館を訪問させていただきました。その際、次のような問題点もあると思しますので、補修等をぜひ検討していただきたいと思えます。

1つ目は、保育園のトイレが室外にあるということです。子供たちは保育室を出て、外の寒い廊下を通り、外部に開放されたトイレを使っています。冬場には、ビニールのカーテンをおろして少しでも温かくなるようにというふうに行っておられるそうです。昔の町屋や農家は、屋外にトイレがありました。現在の住宅では、ほとんど屋内にトイレが設置されています。ぜひ改善をお願いしたいと思えますが、この点についてどのようにお考えか、お尋ねします。

2つ目は、保育園の建物は本体部分がRC造ですが、ひさしはデッキプレートを使って、その本体に突きつけています。そのため、共通してその取り付け部分で雨漏りの問題が生じています。

本質的な解決は構造を変える大規模な改修が必要ですが、園舎の傷みの進行を食い止めるため、早急に雨漏り対策を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、高屋・柱本地区の道路整備に伴って、南保育園の前の町道381号は交通量が増加し、見通しのよい広い直線路に整備されました。そのため、車は速度を上げて通過しています。保育園の子供たちが交通事故に遭わないか、大変不安です。早急に対策をお願いしたいと思います。

先ほど回答いただきました、突然速度が上がるなんてことは余りないというなお話でしたが、実はこの道路、今回の道路が開通したことにより非常に速度が上がって危険度が増しています。ぜひこの点改善をお願いしたいと思います。

以上、お尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） きた子ども館・保育園の施設整備について、お答えをいたします。

現在、本町には保育園が4園、子ども館が2館ありますが、昨年開設をいたしましたみなみ子ども館を除いて建築後30年以上の建造物であり、老朽化が進んでおります。

さて、きた子ども館と南保育園のトイレの洋式化については、議員御指摘のとおり、きた子ども館の幼児用トイレには洋式がありますが、小学生以上が利用する大人用トイレには洋式はありません。また、南保育園につきましても一部のトイレは和式のみとなっております。洋式化については、子供に和式トイレを経験させるという考えのもと、和式トイレも残しつつ、必要箇所への改修について検討していきたいと考えております。

次に、保育園のトイレを屋内に設置にすることについては、現在、各保育園の保育室、廊下、トイレの大部分は、構造上屋外に面しております。これを屋内に改修するには、全体を壁で覆うことになり、大規模な改修が必要となるので、現実的ではございません。また、トイレに扉をつけることは可能ではございますが、現場の保育士に確認したところ、園児が個々にトイレに行くことを考えると、扉があることによりトイレの中の見守りの状況がわかりづらく、園児があけ閉めをする際に事故が起きる可能性が増すとの意見もございました。そのようなことから、今のところ改修については考えておりません。

次に、保育園の雨漏りの補修については、既に担当者による現場の確認は済んでおります。早急に補修するための検討をしているところでございます。そのほかの設備の修繕についても、危険性や緊急性を検討しながら、随時行ってまいります。しかしながら、きた子ども館や保育園の建物の老朽化が進んでいる状況でありますので、今後施設の長寿命化のための調査・設計・工事を計画的に実施することを検討しております。その中で、利用者や議員御指摘の箇所の改修についても検討していきます。

最後に、南保育園の前の園児の道路横断については、議員が御指摘のとおり、高屋・柱本地区の道路整備に伴って交通量が増加し、車のスピードも上がっており、危険性が増していることは認識をしております。現在、安全確保のため、登園時と退園時に職員が横断歩道に立ち、園児とその保護者の横断を見守っております。そのほかにも、新しい看板等を設置し、園児が横断する

ことをドライバーに周知しているところでございます。今後も、さらなる園児の安全対策を道路管理者などと協議しながら検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今御答弁でお聞きしましたように、職員の方々の御意見も、私も同じような御意見を伺っております。ただ、先ほど申されました和式を経験させるという考え方、実は保育園やきた子ども館でもお聞きしました。小学校が和式なので、幼児の間に和式を経験させておくと困るといような話をちょっと申されておりましたので、その点も気になりまして、実は小学校は今の程度の比率で和式と洋式の比率が設置されているか、教育委員会のほうに先日お尋ねしました。そのときには、一部の小学校では約4分の1で、他の小学校では約3分の1が洋式が設置されている、そういうふうにご伺っております。ですから、実際に小学校や中学校へ、中学校まではお尋ねしていませんが、小学校へ行ったときに和式でないとトイレを済ませることができないので幼児の間で体験させるという必要は存在しません。

実は、みなみ子ども館の場合、全部洋式になっているではありませんか。ですから、幼児の段階で特に全てのトイレを洋式にするということは、さほど問題ではないのではないかとこのように思います。その辺のところを根拠もなく言い合っても仕方ありませんので、ぜひ現状を調査していただきたいというふうに思います。

とりわけ子供さんたちの気持ちですね、学校のトイレが使いやすいのかどうかということをご伺われてはどうかと思います。その点お尋ねしますが、実際にそういったアンケート等調査が行われているかどうか、もしあればその点お答えをいただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 私どものほうが所管をしておりますのは保育園と子ども館でございますので、こちらについてはそのようなアンケートをとっているというか、そういうものを調べているということはありません。

○3番（三浦元嗣君） 小学校はいかがですか。

○議長（戸部哲哉君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 私ども小学校については、先ほど三浦議員がおっしゃったとおり、各階のトイレについては3分の1が洋がついているということで、実際にはそのアンケートもとっていませんし、例えば保護者からの要望というものも今のところは聞いておりません。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 私が実際に、ごく少数の子供さんですから、知り合いの子供さんにちょっと聞いたところ、女子の生徒ですけれども、小学校でトイレ3つあるけれども、2つが和式で1つしか洋式はないと。ですから、非常に使いづらいというようなことをちょっと言っていましたし、それからある子はトイレに行きたくなったら慌てて家へ走って帰ってくると、学校ではしないでということですね。学校のトイレが使いやすいければ学校でトイレをしてあげればいいわけですけれども、急いで帰るといのはおうちでしなきゃいけないので急いで帰る、そういうよう

なことを言っている子もありました。

大体学校、私も学校関係におりましたので、学校の先生が調査するのは、トイレにちゃんと定期的に行っていますかと、健康の問題でですね。大概その点は調査されると思いますけれども、実際に学校のトイレが子供たちにとってどういう場所、どういうふうに使われているかは、恐らく調査されていないというふうに推測しています。ぜひこの点、子供たちの意見や、あるいは低学年の子供たちの場合は親御さんのほうからアンケートをいただいて、そしてどう子供たちが考えているかを調査し、今後の学校のトイレの改善に結びつけていただきたいと思います。

改めて、この問題については、実は今回、小学校・中学校には訪れていませんので、いずれ見学させていただいて、その辺のところを点検させていただきます。

あわせて、公園のトイレですが、現在北方町の公園のトイレは和式の便器になっているケースが非常に多いはずで。一部洋式化をされ始めているというふうに伺っています。ただ、公園で遊ぶ人たちを見てみますと、小さなお子さんを連れのお母さん方がよく公園を利用されていると思います。公園には、残念ながら幼児用のトイレの設置はありませんが、そうしたトイレを設置されるつもりはありませんか。その点、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（戸部哲哉君） 通告にないんで、答弁できる。

○3番（三浦元嗣君） わかりました。結構です。

○議長（戸部哲哉君） 発言時間が45分というふうに通告を受けておりますが、再質問、ちょっと手短かに、簡潔にお願いをいたします。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 4点目に移らせていただきます。

国民健康保険税の引き下げです。

国保の県単位化に伴い、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議により、今年度1,700億円、次年度以降さらに1,700億円が投入されることとなっています。2015年度から交付される低所得者対策のための1,700億円ですが、北方にはどれほどの交付がありますか。先日、実はこれはお尋ねしていますが、改めて確認のためお願いいたします。

1,700億円は、国保加入者1人あたりに換算しますと5,000円程度の金額です。国保会計の赤字補填や基金の積み上げ等に使うのではなく、経済的困難で国保料が払えず、安心して医療を受けられない人をなくするため、町独自の減免制度を設け、交付金が低所得者対策のために使われるよう求めますが、どのようにお考えですか。

○議長（戸部哲哉君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） 国民健康保険税の引き下げについて、お答えします。

本町では低所得者対策強化のため、交付金として約1,900万円が町の一般会計に交付され、そして町の法定負担分約600万円を合わせて約2,500万円を一般会計から国民健康保険会計に繰り入れる予定です。

さて、本町では低所得者世帯の保険税の負担軽減を図るため、既に平成26年度から2カ年度に

わたって国民健康保険税条例を改正し、低所得者世帯の軽減措置を順次拡充してまいりました。軽減措置された保険税は、国民健康保険法第72条の3第1項による保険基盤安定制度に基づいて軽減相当額を一般会計から繰り入れますので、今回の低所得者対策のために交付されます交付金で財源充当させていただく予定です。

また、療養給付費は年々増加しており、平成26年度の国民健康保険会計は単年度決算で約2,100万円の赤字となっています。本年度もさらに増加が見込まれており、さらなる軽減措置の拡充は国民健康保険会計の健全な財政運営の妨げになると考えています。

一方、平成30年度には国民健康保険の財政運営の主体が県に移行されます。移行によって、県内市町村間の保険料・税の不均衡が是正されます。それにあわせて市町村間の減免制度も統一が図られることが予想されるため、移行直前にもし北方町が単独の減免制度を設ければ被保険者に混乱が生じることとなり、現時点で新たな減免制度は避けるべきと考えていますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 本来、国保のあり方というのは、誰もが安心して医療にかかる、そういった制度を目的としてつくられています。実際に経済的な困難で国保料が払えず、お医者さんにかかれない、そういった方を一人でもなくすために、重ねて独自の予算の措置をされてでも減免を考えられてはどうかとここで申し上げておきますが、改めて再質問は行いません。

次に行かせていただきます。

5点目は、学校へのエアコン設置の問題です。

北方町は学校等へのエアコン設置の方針で、中学校と保育園には設置済み、本年度は北方小学校と北方幼稚園に設置する予定であったが、国からの補助が来ないため、現在頓挫していると伺っています。子供たちの健康や学習環境の改善のため、ぜひとも早期に設置していただけるようお願いいたします。国からの補助金を待つのではなく、町独自の予算措置で全ての学校へエアコン設置を行われる意思があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 細部にわたっての御質問をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

学校へのエアコンの設置について意思があるかどうかというお尋ねでございますから、私のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

私は、かねてから義務教育というものの要諦は、子供が教育を受ける権利、これは学習権といえますけれども、それと保護者には教育を受けさせる権利、教育権ですね、議員御承知だろーと思えますけれども、そして行政には教育環境を整える義務というものがある。この3つが義務教育の要諦だろーというふうに思っておるわけでございます。

したがって、議員が今御指摘をされましたようなエアコンの設置につきましては、私ども行政の責任分野、守備範囲ということになるわけでございまして、快適な学習環境を施設面から支え

るための今日的な学校や子供たちにとっては必須条件ではないかというふうに重く受けとめておるところでございます。したがって、今年度、27年度も当初予算には1億1,000万ぐらいでしたかね、計上させていただいて、実行に移そうという段取りを持っておったわけでございます。

しかし、議員が今お話しのように国の補助金が今年度から削られてしまいまして、今のところその見通しを立てることができない状況でございます。ちょっと自大的な言い方をして恐縮でございますが、子供たちの教育はまさに国家100年の大計でありますから、私は、もう少し国がそういう長期的な展望をしっかりとって、教育というものに対する責任を果たさなければならないというふうに基本的に考えておるわけでございますけれども、なかなか国にも経済的な事情等がございます、補助金がつかなくなったわけでございます。

予算編成のときには、私どもの期待的な臆測でございますが、当初予算にはつかなくても、その後の補正であるいはつくのではないかというささやかな希望を持っておりましてけれども、どうやら国にはその意思がないようでございますから、よって現在、27年度の予算には計上をいたしておりますけれども、執行を行うということをちゅうちょいたしておるところでございます。もう12月でございます、やがて年度末になるわけでございますから、今年度は恐らく不執行という措置をとらなければならないというふうに思っておるわけでございます。

繰り返して恐縮でございますが、こうした現象はまことに遺憾でございますから、このまま国が補助を出さないからといって放置をするということは、行政の立場からいたしますと非常に難しい対応が、今の状況ではできない状況になるわけでございます。しかし、今申し上げましたように今後スケジュール的に検討をして、議員の御指摘のように、しっかりと子供たちの教育環境を整えるために対応をしてまいる対策を講じていきたいというふうに思っておるところでございます。

今お話しのように、北方中学校と保育園についてはこのエアコンの設置は完了をしておるわけでございますから、残りますのは3つの小学校と町立幼稚園の4つの施設になるわけでございますが、教育委員会の試算によりまして2億6,000万余りの設置費用が必要になってまいります。これをどう捻出するかということが大変頭の悩ましいところでございますが、どのような年次計画を立てて進めていったらいいということも含めて、全力を挙げて実現方努力をいたしてまいりたいというふうに思っておりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） ぜひよろしく願いいたします。

6点目の空き家対策法についてですが、本年の2月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されています。この件に関しまして、空き家について早急に丁目毎の空き家戸数や、それぞれの空き家の状況について把握していただきたいと思っておりますが、現在、空き家調査の予定がおありでしょうか。もしあれば、いつごろ、どのようなスケジュールで行われるかをお聞きしたいと思います。

2点目につきましては、別の機会にさせていただきますので、今回は取り下げさせていただきます。

ます。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の空き家対策法についてお答えしたいと思います。

1つ目の御質問の空き家の調査についてでございますが、これから空き家対策を検討していく上で、町内の空き家状況を把握し、空き家等に関するデータベースの構築が求められております。特に、特定空き家等の所有者等に助言・指導・勧告などの措置を講ずるためにも必要なこととなってきます。

そこで、平成28年1月から、朝日大学法学部生で結成された自主防犯ボランティア団体めぐるにより、北方町全域で徒歩を中心にしたまち歩きを実施する中で、防犯パトロールにあわせ、道路などの破損や危険な空き家等の調査を行う安全・安心なまちづくりプロジェクトを実施する予定であります。その結果を受けて職員による現地調査を行い、町内での空き家状況を把握してまいりたいと考えております。

そのほか、司法書士による空き家相談会なども開催を検討しており、今後空き家とならないための事前の方策も検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少に伴う空き家の増加は全国的に懸念されており、当町においても今後のまちづくりの課題と捉え、十分検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 実際に実施されて、いつごろまでに把握できるかということをもう少し具体的にお聞きしたかったのですが、改めて別の機会にお伺いしようと思っておりますので、ぜひともその辺よろしくお願いいたします。

7番目の問題ですが、マイナンバーの通知についてです。

皆さんのお手元にこのマイナンバーの通知が最近されていると思いますが、私がいただいたこの通知も、裏側の下側の部分、ここに点字でマイナンバー通知と表記されています。ですから、恐らく全ての皆さんに送られている封筒には、裏側に点字で表記されています。ところが、中のマイナンバーの通知しているカード、ここには点字らしきものはどこにも見当たりませんので、恐らく表記されていないのではないかと思います。

1点目でお伺いしたいのは、マイナンバーの通知、具体的に中に入っている文書の中にナンバーの通知が点字で表記されているかどうか、町のほうで把握されておられるでしょうかということをお伺いいたします。

それから2点目は、このマイナンバー、もし書類の中でマイナンバーが点字で表示されていないとすれば、まず視覚障害の方は自分が直接ここから自分のマイナンバーを知ることができませんので、誰か他人、第三者にお願いしてそのマイナンバーを教えてください。あるいは、マイナンバーをどう使うのか、一体どう意味があるかなども知ることができません。他人から教

えていただくしかないと思います。町内にお住まいの視覚障害の方に正しく情報が伝わったかを、少なくとも本人がマイナンバーの通知が来たこと、自分のマイナンバーを御存じか、町のほうで確認される予定はあるかどうかお伺いします。

○議長（戸部哲哉君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） では、マイナンバーの通知についてお答えさせていただきます。

個人番号通知カードと、あと同封されています封筒の中には、御指摘のとおり点字の表記はございません。

また、本町には身体障害者手帳3級以上を所持する重度の視覚障害者は、現在28名お見えになります。その方たちは、親族と同居もしくは近くに住む親族の方等が日常生活のお世話をしてみえると聞いております。そのほか、町では障害者福祉サービスとしてヘルパーを御利用させていただくことにより、日常生活のサポートを行っています。そのため、マイナンバー制度にかかわらず、必要な行政情報等は日ごろから親族の方やヘルパー等から説明を受けられていると思われま

す。

さて、カード発送が始まりました11月下旬から、町民の方から個人番号カードについて大変多くのお問い合わせをいただいています。特に高齢者の方からのお問い合わせが多く、制度の概要や番号カードの申請についてのお問い合わせを多くいただいています。現在のところ、視覚障害者の方からのお問い合わせはいただいておりますが、お問い合わせがあった場合は、総務省が視覚障害者用に作成しました大活字冊子及び音声ガイド等を必要に応じて活用し、社会的弱者の方に対して十分な配慮をして、引き続き適切な対応を進めてまいりたいと考えています。

○議長（戸部哲哉君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） マイナンバーというのは、それぞれの個人に通知されるナンバーです。そのマイナンバーが本人以外の人から聞く以外に方法がない、そういう方々が見えるということは、初めからセキュリティーの大きな穴ではないかというふうに思います。第三者を通じてしか自分のマイナンバーを知ることができない、それでは問題があるのではないかとこのことを指摘しますが、特に答弁を求めるものではありませんが、その点を指摘したいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） それでは休憩します。1時15分から再開時間としますので、よろしくお願

いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時13分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開をします。

次に、松野由文君。

○2番（松野由文君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

まず1問目は、町の緑化についてであります。

日本は、国土の7割を森林が占める緑あふれる国です。そのうち天然林は54%、人工林は41%です。この数字から、我が国は木を使いながら木を植えることで、自然を守りながら生活してきたことがうかがわれます。

私たちが暮らす岐阜県は、森林率81.2%、内訳は天然林41%、人工林36%です。まさに岐阜県民の歌にも歌われています「岐阜は木の国・山の国」であります。そんな緑多い地域に暮らす私たちですが、ストレスの多い日々の暮らしの中で緑に囲まれて生活することが難しくなってきたはいないでしょうか。まちの中の緑は、そこに住まう住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものではないでしょうか。緑には、人に安らぎや癒やしを与えて健康に寄与し、さらに傷の痛みを癒やす効果が認められていると話す学者もいます。

そんな目で私たちの町を見てみるとどうでしょうか。もちろん車で30分も走れば、山や川に触れることはできますが、北方町の緑化について、町が制定された北方町都市計画マスタープランでは、都市かの進展などによる土地利用の転換から、緑地が年々減少していると書かれています。

そして、緑の計画の中で、公園や緑地の整備、緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園として連続する緑と清流の回廊を形成することで身近に感じられる快適な環境づくりを進めます。都市づくりの進展に合わせ、緑地の確保や面的な緑と清流の回廊の形成など、身近な緑やカーボンオフセットなど、さまざまな方法で自然と共生するまちづくりを進めますとうたわれています。

さらに、緑の整備方針として、緑と清流の拠点と整備方針、道路の緑化と整備方針、住宅地や企業敷地などの緑の保全と創出、河川などの水辺の自然環境の保全と活用、農地の緑地と排水機能の保全と5つの方針が語られています。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定され、町の区域を対象とし、まちの定める都市計画の方針を定めるものであります。しかし、どうしても総括的で多岐にわたることから、全体構想の目安から出ることができません。今申し上げた緑化にしても、その点が指摘されることと思います。

国土交通省都市局公園緑地景観課のホームページには、緑の基本計画として、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的に計画的に実施することができますと書かれています。

都市計画マスタープランは、都市づくりにおける基本的な方向を定め、緑の基本計画は、緑のまちづくりに関する基本的な方針を定める計画です。この緑の基本計画は、岐阜県では平成25年度末で12の市町で策定されております。本町でも策定されるお考えはないですか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、近隣市町では、岐阜市、本巣市、瑞穂市、池田町などが景観法に基づく景観行政団体になっていますが、本町はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

1 問目を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 議員お尋ねの緑の基本計画と景観行政団体についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、北方町都市計画マスタープランの中の緑の計画は、あくまで構想で、実際に実施に移す計画は緑の基本計画ということになります。この計画は、岐阜県内では10市2町で策定されています。

当町でも、都市計画道路改良の折には、街路樹で緑陰が享受できるように整備を行い、また昨年完成しました清流平和公園でも、多くの植樹をして、人間都市・公園都市北方の実現に向けて整備をしているところです。緑の基本計画につきましては、ことし6月に策定しました都市計画マスタープランに基づき当然整備しなければならないと考えており、現在は担当レベルではありますが検討しているところであります。

今後、議会はもとより地域住民の御意見も取り入れて、緑の基本計画を策定していく所存ですので、お力添えをよろしくお願いいたします。

景観行政団体につきましても、マスタープランの景観の計画において、今後検討していくこととしておりますので、さきの緑の基本計画とともにお力添えをお願いいたします。

いずれの計画も地域住民の方と協働して策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 松野君。

○2番（松野由文君） 今、大変前向きな御回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

都市計画マスタープランの中で、地域別構想、新たなまちづくりエリアでは、市街化調整区域の土地利用の計画・検討、地域交流展の検討など、これからまたいろいろ新しく開発されるエリアがありますが、そのエリアの緑化は考えておられますか。また、町全体の調和を考えると、もう少し明確な指針が要ると思います。例えば東京都目黒区には、緑の条例というものがあります。もちろん先ほど述べましたように、緑の基本計画が上につけてくるわけではありますが、その中には、施行規則で、学校、庁舎、公共駐車場などの公用地及び一般建築物の緑化率などを定めております。本庁には18カ所の都市公園とその他の公園、児童遊園などがありますが、緑化率はどの程度ですか。また、新庁舎の緑化率はどの程度考えられていますでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） まず、新たなまちづくりエリア、土地利用検討ゾーン、開発検討ゾーンの位置づけですけれども、そちらにつきましては、今、有識者の方、それから地権者の方と一緒にしまして、協議会で議論を進める。そちらで地域再生計画というものを策定する予定でおりますので、そういったものや具体的な実施に移すもの、来年度以降のものの中でいろいろ検討してまいりたいと思っております。

それから、各公園とかの緑化率につきましては、ただいま詳しく調べておりませんので、どの公園も植樹はされておりますけれども、その率については具体的にはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

庁舎につきましても、緑あふれる庁舎ということで、敷地内はもとより、その周りの街路も植樹をさせていただいておりますので、庁舎内は今後植える予定はしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸部哲哉君） 松野君。

○2番（松野由文君） 緑化率というのは大変難しいかもしれませんが、やはりこれから北方町のことを考えますと、しっかりとした指針というのが大事かなと思っております。特に公園等につきましては、もちろん緑があふれている公園もありますが、全体的には少ないということが実感であると思います。また、先日、国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）でパリ協定が先日採択されました。

2015年7月、日本は国連に2030年までに2013年度比の26%減を実現可能な削減目標として提出しております。これは国際公約となっております。そんな中で緑化政策は重要な一翼を担うものであります。これからも町の緑を見守っていきたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

防災についてであります。

近年は、地球温暖化に伴い、予測できない災害がふえてきています。平成26年9月27日の御嶽山の噴火、平成27年5月29日、鹿児島県口永良部島の噴火、平成27年9月18日、台風18号による大雨、これは平成27年9月関東・東北豪雨と命名されております。まさに予測できない災害の連続でした。

本町は、幸いにも大きな山や川に隣接していませんが、地震、台風、集中豪雨、雷など、今の気象では日本全国どこにいても災害から逃れることはできません。

本町は、昨年より自主防災訓練として、自分たちの命は自分たちで守るを掲げて活動を行っておられます。今年度は、第2、第3、第4エリアが対象で、私も地域の方々とともに参加いたしました。

5月の防災講座から8月のDIG体験、9月のワークショップと防災訓練内容の検討、10月18日の自主防災訓練本番と、今までの災害訓練と比べると、より実践を目指した訓練だったと思います。後日、自治会で反省会を開きました。来年もぜひ参加したい、自治会の災害対応能力を向上させようと前向きな発言が多い反省会でした。

本町には防災備蓄倉庫が第1エリアは宮東公園、第2と第4エリアは北方中央公園、第3エリアは八切公園、第5エリアは条理公園に設置されています。

今回の訓練に参加して考えさせられたことは、今、いざ災害となったとき、例えば地震で倒壊した家屋に人が取り残された。そんなとき、各自治体で救助ができるだろうか。防災備蓄倉庫まではかなりの距離があります。さらに、重い用具を持ってこられるだろうかなど、災害時の初動

対応に問題点がありそうな感じを受けました。

平成26年（2014年）11月22日22時8分、長野県北部の北安曇郡白馬村を震源として地震が発生いたしました。長野県神城断層地震です。地震で白馬村の被害が集中した神城地区では、住宅が倒壊して下敷きになるなど、住民26人が救助されました。多数の倒壊した家屋があったにもかかわらず、死者が出なかったことから、白馬の奇跡と呼ばれました。その要因は、積雪量の多い地域のため、建物に太い柱が使用されていたこと、ふだんから近隣住民のつながりが強く、またチェーンソーやジャッキなどの用具を持っていたこと、住民間の情報伝達システムができていたことが上げられています。

災害などでは、近くに救助避難用倉庫がないと、助けられる人も助けられないこともあるかと思われまます。避難してから必要なものと、避難するその場になければいけないものがあります。ある程度、各自治体に近い距離に災害時の救助用用具があればと考えられます。現在設置されている備蓄倉庫は、避難した後のことを考えたものが多いと思われまます。自治体近くに救助用備蓄倉庫を設置してはどうかと考えまます、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、北方町の洪水ハザードマップに0.5メートルから3メートル未満の地域に多数の避難所が見受けられまます、洪水時の対応もお聞かせください。

質問は以上です。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の防災についてお答えいたします。

昨年度より取り組んでおります自主防災訓練づくり支援事業では、「自分たちの命は自分たちで守る」をテーマに掲げ、ふだんから防災について考えることで、自助・共助を中心とした地域防災力の向上を目指した自主防災訓練の実施をしております。

議員におかれまは、今年度の本事業に御参加いただき、また自治会において、その反省会を実施していただいたことは、まさに地域防災力の向上に寄与していただいたものとお礼申し上げます。

このような地域防災力の向上にあわせ、議員御提案の災害時用の資器材倉庫等の整備は必要不可欠であると考えております。しかしながら、対象とする自治会までの距離や資器材の種類など、想定する災害に合わせた設置場所や大きさを十分に検討していかなければなりません。また、その倉庫の管理や資器材を用いた訓練の実施なども必要と考えまます。単に避難所、避難場所に設置するのではなく、災害時における自助・共助・公助が有効に機能することを第一に実行し、現在の備蓄倉庫の位置ともバランスをとりながら計画的に整備するよう努めてまいりたいと思ひまますので、よろしくお願ひいたします。

次に、洪水時の対応についてですが、議員御指摘のとおり、浸水深0.5メートルから3メートル未満の区域内に避難所は4カ所ありますが、これらの施設は堅牢な建物であることから、2階以上が利用可能な避難場所とし、洪水ハザードマップに図示しているものであります。そのため、当町における洪水時の対応は、岐阜大学の防災講座でもあったとおり、浸水前に避難所へ避難す

る水平避難か、浸水後には建物の2階以上への垂直避難が考えられます。

災害に応じた対応を個人個人が考え対応することが防災・減災につながりますので、今後も自主防災訓練づくり支援事業を初め、あらゆる機会において自助・共助の大切さを啓発してまいりますので、議員におかれましてもより一層の御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 松野君。

○2番（松野由文君） 再質問ですが、東海・東南海・南海地震と大規模な地震が想定されておりますが、その中で、住宅の耐震化が急がれる中、また地球温暖化の対応は遅々として進まない状況で、それこそ自分たちの命は自分たちで守ることが最大の防御かもしれません。

ことしの防災訓練で、若者、特に小・中・高生の参加者の数が少なく感じたのは私だけでしょうか。学校側への働きかけも含め、対応をお聞かせください。

また、地域の自主防災を考えますと、それなりの専門知識を持った方がいれば、より一層日常的な自主訓練が行えるかと思えます。そのための資格として防災士の資格があるかと思えます。習得するためにはかなりの金額がかかると思いますが、地域防災力強化のための資格取得に助成金を交付する自治体がふえているとお聞きしますが、本町では助成などはお考えないでしょうか、お聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） まず1点目の学校への働きかけについてであります。今年度については、まず7月のD I G体験の折に、中学生、小学生に対して参加をお願いしておりましたが、議員御存じのとおり、7月については注意報が発生したこともありまして、実施を延期し、急遽8月に実施したところであります。そのため、その場の訓練への参加について呼びかけができなかったことがあります。今後も学校を通じ、子供たちの参加を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域の防災士育成の助成金についてでございますが、以前にも議会のほうで御質問あったところであります。まずは各地域の中での防災の核となるようなリーダーの方の育成をしていきたい。この自主防災訓練づくり支援事業を通して育成をしていきたいと考えておるところです。それについては、資格の有無を問わず、地域の核となって活躍していただける方を一人でも多く育成をしてまいりたいと考えておるところです。

そのため、今後も岐阜大学の高木教授を初め、防災士の講座の中で講師をしていただいているような先生にも入っていただきながら、地域の防災の核をつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 松野君。

○2番（松野由文君） 岐阜県内で助成している市町というのは幾つかあるんですけども、近隣では羽島市、それから本巣市、山形市、大野町、笠松町、養老町ですね。まだほかにも幾つかの市があるのですが、備えあれば憂いなしと言われております。私たちも南海トラフ大地震など、本当に大規模な地震に対しては十分な備えをしていかなきゃならないと思っておりますので、そういう意

味でも、将来そういう助成も考えていただければありがたいかなと思っておりますので、要望だけしておきます。

続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

ごみ屋敷についてであります。

ことしの8月25日、愛知県豊田市で、ごみ屋敷から出火して隣家も全焼する事件がありました。このごみ屋敷問題は10年以上前から続き、ようやく地域住民と関係を構築し、大半のごみを撤去した直後でした。11月13日、京都では、ごみ屋敷条例に基づいて行政代執行が行われました。撤去されたごみは約7.5立方メートル分で、ごみ袋の数で約300袋以上になったそうです。

富山県立山町では、11月16日、17日の両日、自宅敷地内にごみをため込んでいた男性の納屋の解体作業が町とボランティアが協力して行われました。名古屋市では、ごみ屋敷問題に対応するため、来年度の条例施行を目指し、問題に対応するため、対策チームが立ち上がっております。

国土交通省が2009年に行った自治体アンケートでは、250の市区町村でごみ屋敷を確認しております。このように、全国的に広がりを見せているごみ屋敷問題は、本町でも対岸の火事では済まされないと考えております。住民からの苦情などもあるかと思いますが、本町の現状と対応をお聞かせください。

質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 議員お尋ねのごみ屋敷問題における当町の現状と対応についてお答えいたします。

宅地内にごみ如山積みされ、近隣住民から苦情が入っている事件は町内に2件あり、いずれも行為者が同一人物です。ことしに入り苦情の相談があり発覚したことから、15回ほど警察と連携して行為者に指導を続けており、その都度、片づける旨の返答をもらっております。これまでに道路にはみ出した物の撤去や積み上げたごみの一部撤去も行われたことがありましたが、収集癖による異常行動がとまらずに改善されていないのが現状です。現在は、行為者への精神的ケアの面からも支援を行っているところです。

今後も継続指導を続けるとともに、関係機関と連携して対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 松野君。

○2番（松野由文君） 今言われた箇所もそうなんですけど、実はもう1カ所、私知っているんです。これはたまたま選挙のときに回らせていただいたときに偶然見た場所なんですけれども、やはりそこももう既に道路に少し出ているところでした。ただ、近所からまだ苦情がないのかもしれませんが、ごみ屋敷問題は、結局は体の衰え、それから認知症、障害、もしくは肉親の死などをきっかけに、日常的に行うべきことを行えないか、行わない能力がなく、心身の安全や健康が脅かされるセルフネグレクトと言われる自己放任の状態に陥った人が多いと言われております。

このセルフネグレクトは、自宅がごみ屋敷と化した特に独居の高齢者に多く、また認知症や精神疾患などで無意識のまま陥る人に加え、自分だけは片づけられないと意識しても、何とかできるというプライドですね。迷惑をかけたくないという遠慮があり、支援を拒否することが少なくないと言われております。

実はもう1件、私が見つけたところは、私のちょうど知り合いのところだったんですけど、その方はもうお亡くなりになられているということで、残った家族の方が、そういう状態になっているのではないかなというふうに危惧をしております。今、核家族化ということと高齢化ということの背景に、住民の精神疾患や衰えを伴うことも多く、先ほども言われましたように、専門の対策チームを立ち上げて、福祉などの専門家などを交えて訪問を続けていくことが大切ではないかなと思っております。一番最初に挙げた例も、もう10年間、いろんなことで町が対応しているということなんですけれども、やはりその前から対応していく、苦情が出る前から小さな芽のうちに対応すれば、本当にごみ屋敷になる前に解決できるのではないかなと。また、地域からの孤立も防ぐことができ、孤独死を防ぐこともできるのではないかなというふうに考えております。

地域の連携を深めることが最善の策かとも考えられます。近年、自治体の加入者が減少していると聞いておりますが、自治体の加入者の現状というのはどのようなものか、再質問でお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） ちょっと通告にないので、答えられないと思うんですけども。

○2番（松野由文君） それなら取り下げます。どうもありがとうございました。

それでは、先ほども言いましたように、ごみ屋敷問題は表面化するまでかなりの時間が経過しているということが多々あるかと思えます。先ほど言われました町のほうで2カ所把握されているところも、それになるまでにはかなりの時間があつたのかなと思っております。

私も7年ぐらい前には、その家の前の近くまで何回も通ったことがあります。そのころは大変立派な家だったんですが、今現在、本当に目を覆うほどの悲惨な状態になっておると思えます。解決するには多大な費用と労力がまたかかるわけですので、そういう意味でも早期の対応が期待されます。本町の今後の対応をお願いして、御質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、井野勝巳君。

○10番（井野勝巳君） それでは、議長のお許しをいただきまして質問させていただきたいと思えます。

都市計画マスタープランと北方町の総合戦略についてお尋ねをいたしたいと思えます。

北方町都市計画マスタープランが6月の定例議会で承認をされ、まちづくりの基本構想として推進されることとなりました。このプランは、いずれも欠くことのできない事業計画が網羅されており、どの事業から始めるか注目をしておりましたが、地方創生総合戦略の一環である地域再生によるまちづくり構想と人口減少対策に北方町総合戦略として取り組むものであり、私としては大いに賛同したところでございます。

私も人口減少問題やまちづくりについて幾度となく質問をしまいましたが、人口減少については、若者の他市町への移住・定住、東京一極集中により、地域の企業で働く場がないことが地方の疲弊が進んだ大きな要因と捉えたからであります。

若者は利便性の高い都市へ流れ、そのため地方においては少子・高齢化に拍車がかかり、悪循環になりつつあると言っても過言ではないでしょう。

安倍政権は、日本創成会議の消滅自治体リストの公表を重視し、地方創生法案を成立させ、まち・ひと・しごと創生と地域の特性を生かした魅力ある就業機会の創出を、また最近では一億総活躍社会を打ち出してまいりました。この地方創生は政府の施策、方針としたものでありますが、主として地方が人口減少を克服し、地域経済の活性化を進めるものであり、また地方は地方創生5カ年計画によって人口減少対策、働く場の確保など多岐にわたる構想や施策を提案することが求められてきました。まさにマスタープランによる北方町総合戦略が、時にかなう構想と受けとめられるわけであります。

町は、このことに対して、地域再生協議会を立ち上げ、企業誘致等の関係地権者に過日、説明会をしたようではありますが、協議会に参加しない私たちは、進捗状況はわかりません。過日も町民の方から聞かれましたが、十分な説明もできないありさまであります。企業進出があつて地権者説明会に至ったことと思いますが、どのような企業が何社ほど手を挙げられておるのか。企業名、従業員数、企業の資本規模など等、差し支えのない範囲で結構ですが、お聞かせをいただきたい。

2番目に、企業誘致に関し、地権者の同意が第一ですが、市街化調整区域及び開発ゾーンにおける土地利用計画の可能性についてお尋ねをいたしたいと思います。

また3番目に、企業誘致とする開発ゾーンの新年度における事業計画についてもお伺いをいたしたいと思います。

4番目ではありますが、総合戦略では、町外へ移転したい理由の中で、交通の利便性がよくないこと、就職先がないことが上げられております。短時間で通勤・通学のできる交通網の充実が欠かせませんが、広域連携による協議の進捗状況についてもお伺いをいたしたいと思います。

5番目ではありますが、運動場加茂線は、岐阜市との接続と東海環状インターの接続が欠かせない課題ではありますが、現在、この道路の進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 窪田技術調整監。

○都市環境課技術調整監（窪田吉泰君） 議員お尋ねの北方町南東部における土地利用検討ゾーンに関する3点の質問について、まとめて回答させていただきます。

6月議会で承認をいただきました北方町都市計画マスタープランでは、高屋柱本地域を新たなまちづくりエリアとして、市街化調整区域を土地利用検討ゾーンに位置づけ、将来の土地利用について、農用地を含め、それ以外の用地についても幅広く検討を行うエリアとしております。

現在、本地域については、北方町南東部地域再生計画として、国の地域再生戦略交付金事業の支援を受け、少子・高齢化社会に備えたまちづくり計画の策定を進めているところであります。

計画策定に当たっては、学識経験者、議会代表、商工会、観光協会、自治会連合協議会など、本町にかかわる多くの方々を委員とした地域再生協議会を設置し、現状分析、社会情勢や経済情勢など多角的にまちづくりを検討しております。11月5日には、第11回地域再生協議会が開催され、土地利用検討ゾーンのまちづくりについて議論されました。まちづくりの方向性といたしましては、少子・高齢化社会に対応するため、雇用の創出を柱とした農工商といった産業基盤の強化、またそれらが連携した土地利用を行うことが示されました。

具体的には、土地利用検討ゾーンの東部を北から広域交流拠点エリア、アグリ新産業エリア、企業誘致エリアとして土地利用をすることで雇用の創出を図るものであります。

このようなまちづくり活動を進めていく中で、本町のまちづくりに興味を持っていただいた企業は複数おり、問い合わせがあった企業件数は10件程度であり、農業、商業、工業と多くの分野の企業からお声かけをいただきました。これは、企業にとって、本町に多くの魅力と需要があるからだと考えております。

少子・高齢化社会に備えたまちづくりを実現するため、本地域の土地利用を農用地以外にも利用が行えるように、鋭意国・県の関係所管課と協議を進めております。今後、北方町南東部地域再生計画は、1月までに中間報告を取りまとめ、2月にパブリックコメントを実施し、3月末をめどに計画策定をしたいと考えております。

来年度は、北方町南東部地域再生計画に基づき、アグリ新産業エリア、広域交流拠点エリア、企業誘致エリアの各エリアの熟度に応じた事業を進めていくことになると考えております。

まちづくりを進めていく上では、個人、地域住民や民間企業など多くの関係者の皆様とまちづくりについて意見を交わし、情報共有をすることが重要と考えております。そのため、8月25日、27日には、地権者全員を対象とした地権者懇談会を開催し、南東部のまちづくりについて意見交換会を行いました。

今後も地権者、地元自治会や地域住民とは地権者懇談会、町広報やホームページなどを通して意見の集約や情報公開に取り組み、町民と協働したまちづくりを進めていきます。

議員各位におかれましては、今後到来するであろう少子・高齢化社会に備えた新たなるまちづくりへのさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議員お尋ねの運動場加茂線について回答させていただきます。

本町には、南北に位置する瑞穂市、本巣市を結ぶ都市計画道路馬場・北方線、都市計画道路高屋・芝原線、そして本町を南北に縦断する都市計画道路高屋・加茂線があり、東西には岐阜市と西濃地方を結ぶ都市計画道路岐阜・穂積線、都市計画道路岐阜・北方線、国道157号があります。この6本の道路軸は、本町の経済活動、地域間交流、防災対策などさまざまな分野で重要な役割を担っております。しかし、このうち国道157号は、路肩狭小区間や無歩道区間などがあり、ほかの路線と比べ、防災面や安全面では機能が低いと思われれます。

本町といたしましては、岐阜市と西濃地方を結ぶ都市計画道路運動場加茂線が国道157号にかわる重要な路線として考えております。本道路の町内整備事業は、計画延長1,850メートルに対

して1,680メートルの整備が終わっており、未整備区間は170メートルとなっておりますが、岐阜市内の未整備区間は約2.5キロとなっております。都市計画道路運動場加茂線は、本町のみならず、岐阜市、本巣市などの近隣市町や県にとっても重要な路線であることから、岐阜市には道路整備促進について協議を重ねている段階でございます。

町内の未整備区間におきましては、岐阜市内の進捗状況に合わせ進めていくとともに、まずは粘り強く岐阜市との協議を重ねてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 私のほうからは、議員御質問の広域連携による公共交通の協議の進捗状況についてお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、総合戦略に関する住民アンケート結果によると、町外へ移転したい理由が、鉄道、バスなどの交通の利便性がよくないことがトップとなっております。また、北方町の公共交通機関である岐阜バスを利用しない理由として運行本数が少ないことが上げられており、そのほか穂積駅へのアクセスが不十分であることも多くの方から指摘されております。

このことから、総合戦略では、ふだんの通勤のほか、高齢者の買い物や通院等、子供たちの通学のための交通手段の確保を課題として上げ、さまざまな施策を実施していくよう定めております。その施策として、従来から取り組んでおりますアユカ助成やバス路線を維持する補助の継続のほか、近隣市町との連携やバス路線実証実験などを上げておるところです。

議員御質問の広域連携は、地方創生の重要なテーマの一つでもあり、また電車の駅を持たない当町にとりましては、一自治体での対応には限界があることから、瑞穂市、本巣市、大野町との広域連携による協議の場を設け、次年度以降のバス路線ニーズ調査などを検討し始めたところがあります。公共交通は、多世代にわたって利用できる交通手段としてなくてはならない存在であり、事業者、近隣市町との密な連携が不可欠であります。これからの北方町を見据えながら、公共交通の充実を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 詮ずるところ、今、本当に人口減少対策が一番の各地域、日本全国的にも言えることであって、こういった細々なことを聞く施策についてということは、要するに、こういった形をとっていかないと、これからの地方自治体というのはなかなか大変な時代を迎えてしまうんじゃないかというところで危惧して、いろいろと聞いたわけです。そんな中で、特に北方町においては、20代、40代のちょうど生産年齢が少ないということで、働く場の確保ということがどうしても一番の問題になってくるんじゃないか、企業誘致というのは大事じゃないかなと思って質問させていただきました。

このあたりの今計画をされている中で、やはり地権者が第一に了解をしてもらえんことにはなかなか進まない。岐阜のほうの焼却場の問題でもそうですけれども、地権者が反対すれば、どうしても建設ができないというネックがあって、もう何年間も東部の焼却場が建設できないという

問題もあります。また、私どももこういった形の中で絵を描いてみても、本当に地権者の協力が
ない限りはなかなか進まない問題でありますので、このあたりを理解していただくと、地権
者の方にですね。そういった取り組みをこれからも町を挙げて進めていかなければならないの
ではないかなと考えておりますので、またひとつ地場産業の、早いところ企業誘致ができるような
方向へ努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、公共交通の問題ですけれども、先ほども皆さん質問されておりますし、私も過去に一
遍したことがありますけれども、今は案外、穂積へ出る便が不便という声を聞くわけですね。こ
の間も今月の金曜日ですけれども、まず河渡橋が信号3つ待っても全然車が動かないという状況、
多分事故があったのではないかと思うんですけれども、そうすると、とにかく朝の通勤の人たち
がなかなか動けないと。当然バスにしてもそうですけれども、こういった中で、バス路線を運行
しようとしても、事故が起これば通れないわけで大変なんですけれども、結局、どこへ抜けてい
ったかといったら、朝日大学のほうへ抜けて、羽島へ抜けていったという路線をとるんですが、
朝の渋滞で岐阜市の新岐阜へ行く、JRへ入るのは長時間かかるということになれば、おのずと
今の穂積駅へ行ったほうが距離も短く、時間的に半分の時間で入れるかと思うんで、このあたり
ですけど、ここへ今言う2市1町で協議をしてもらっておる中で、これは競合路線に当たる路線
にもなるかと思うんですが、そのあたりのところの話し合いはされておりますか。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） まだ具体的な検討はしてありませんが、再来年度、実証実験に当
たって、まずは来年度、アンケート調査であるとか、あとは計画できる路線がどうい
う路線があるのかということも含めて検討してまいりたいと思います。議員言われるとおり、競合路線が発
生しますので、非常に高いハードルも幾つかあったと思いますが、また御協力いただきますよう
よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） よろしく願いいたします。

では次に、北方町の人口ビジョンについてお尋ねをいたしたいと思います。

地方創生に欠かせない第一の要因は、人口減少対策であります。この地方創生には、人口減少
に歯どめをかけ、地域社会の活性化を図る。若い人の結婚や出産、育児で希望が持てる環境整備、
仕事と生活との調和、国と地方の相互連携、生活基盤によるサービス提供などが基本理念とされ
ております。このような理念はわかっているけれども、実行に移さなければ絵に描いた餅となります。

ビジョンでは、2020年までに増加傾向が見込まれるものの、2025年からは減少傾向となり、
2060年の人口は1万4,860人まで減少するとの推計が出されました。私は目下のところ、北方町
の定住人口は微増傾向にあると思いますが、後年は少子・高齢化の時代を迎え、自然減少は避け
られないのではないかとともに思います。また、人口減少といっても、あらゆる角度から対策を講じ
ていかなければなりませんし、子供を産み育てる20歳から40歳の定住施策に真剣に取り組まな
ければならないと思います。

この年代の転出者が多いことがデータでも示されております。少しでも町内で住み続ける対策として、先ほどお尋ねした企業の誘致や現行の定住奨励制度による住環境整備など、北方のよさを内外に幅広くアピールし、若者の定住人口を推進しなければならないと考えられます。

そこで、住環境を整備し、町内に永住する施策として、移住・定住促進補助金交付事業による定住奨励金制度の拡大を新築家屋に限らずに中古リフォーム住宅の購入にも奨励金制度の見直しができないか、まず1点お尋ねをいたします。

2番目に、定住人口の推進として、町民プール跡地を売却し、宅地に変更できないかであります。

現在、小公園としておりますが、ほぼ休眠状態で、利用者も見かけないところであります。新庁舎や小学校、通勤・通学にもバス停も近く、立地条件は最高だと思いますが、どうでしょうか。

3番目ですけれども、岐阜大学との災害協定などを進めているようでありますが、近隣市町との災害協定についてお尋ねをいたしたいと思います。

また、大手銀行など協定を結ばれたともお聞きをいたしておりますが、某銀行も岐阜県と締結して、移住・定住促進に向けた取り組みとして60歳以上としておりますが、住宅の購入やリフォーム、サービスつき高齢者住宅の入居などの新型ローンの商品化に取り組むとしております。

また、岐阜市との移住促進策なども協議するとしておりますが、静岡のほうの銀行でも地方創生部を設置して、地元企業の経営改善や事業再生支援を図って地域の雇用を確保し、地域経済に貢献をしているようであります。また、岐阜大学の増川教授も地方創生と大学として、人々が生き生きと暮らすことのできる地域として地方創生をどう推進するかについて、次世代の地域リーダーの育成、多様な人々が集い、対話する場の設置、地域志向学プロジェクトの推進等を上げておられます。いずれも大学や地銀との取り組みではありますが、大学や近隣市町、銀行との協定による事業について、現状をお聞きいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） それでは私のほうから、今、議員の3点にわたる御質問にお答えをさせていただきますというふうに思うわけでございます。

地方創生については、まさに日本的課題でございまして、もっとも近代都市は人口減少で、日本全国というより世界的にも問題になっておるところでございまして。

今、政府は、地方創生で「まち・ひと・しごと」という3つの課題を掲げて、地方の活性化に取り組んでおるわけでございますけれども、基本的には、経済というのは伸びたり縮んだりして発展をしていく性格のものでございますから、一時的な減少で経済が停滞をしたからといって、それほど騒ぐ必要は私はないのではないかなというふうに、いつかも申し上げましたけれども、そういう観点でおりますけれども、諸悪のといひますと語弊がありますがけれども、全ての根源はやはり人口減少にある。人口が減りますと、その地域の活性化もうせてまいりますし、何よりもそれぞれの自治体の収入が減ってまいりますし、あらゆることで影響が出てくるわけでございますから、議員御指摘のとおり、今私どもが実行に移しております定住奨励金制度なども人口対策

を含めて、私ども町が編み出した政策の一つであるわけでございます。

ただ、今進めておりますこの定住奨励金制度につきましては、今年度で有効期限が終了するわけでございますから、これを引き続いて展開していくかどうかというのが一つの課題でございました。

御案内のように、本議会におきまして、さらに向こう5年間、この執行期日というものを延長させていただこうということで、条例改正の議案を提案させていただいて、御審議をお願いしておるところでございます。したがって、その定住奨励金につきましては、さらに更新をしていくという方針でおりますので、御了解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

議員から今お話を聞きますと、リフォーム住宅、つまり中古住宅の購入についても定住奨励金の対象にしたかどうかという御意見でございます。御指摘のとおり、現行の条例上は、中古住宅の購入につきましては対象外とされておるわけでございますから、これも1つ検討課題として今後の宿題にさせていただきたいというふうに思っております。私は、こういう時代でございますから、中古住宅も含めて対象にしたらいいのではないかという考え方でおりますけれども、今内部で議論をいたしておりますのは、それだけで事足りるかどうかという問題がございまして、例えば防災対策の面からすれば、1戸全部を耐震化させるというのは、なかなか個人の力では難しいわけでございますけれども、最近、あちこちで居室単位での耐震補強工事というものができておるようでございます。したがって、その程度の一つの部屋だけを耐震化させるというような工事もこれからの時代必要になってくるかと思いますが、そういう工事に対しても補助を出したらどうかというような議論を今庁内でしておるわけでございます。とりあえず期限が、申し上げましたように、この条例については来ておりますので、現行のまま延長をお願いする条例案でお願いをしておりますけれども、今後こうした議論も含めて、その対象幅を広げて多くの皆さんに御利用いただく、ひいては、そのことによって、このまちの人口が少しでもふえていくことに貢献ができればいいのではないかというふうに思っておるところでございます。

町独自の定住政策の一つとして積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、条文等の整理整合の上で、改めてその機会に御提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、旧町民プールの跡地利用について御提言をいただきました。これも住宅政策の一つとして、傾聴に値する御意見だというふうに思っておるわけでございます。

御存じでございましょうが、当該地につきましては、プール廃止後、暫定的に災害時の一時避難場所的な位置づけをしながら、ふだんは近所の住民の皆さん方の触れ合いの場所として開放をさせていただいておるわけでございます。

御承知のとおり、昨年度に防災公園が整備され、来年度からは新庁舎とともに防災拠点としての機能を確立することになりますので、御提案の売却案も含めて検討をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、議員御承知でしょうか、庁舎の南にダイワハウスが県の土地を買収いたしまして、今、

新しい住宅地と小さな商店街として工事を進めていただいておりますけれども、当初、あそこは私ども町の立場といたしましては、全地域を住宅地として開発をしてほしいという要望をいたしておりましたけれども、専門的な立場から、不動産業者はあれだけの土地に個人住宅を建てて売買するのは、この御時世難しいというなお話がございます、最終的にはただいまのような形になって開発が進んだわけがございます、住宅を建てたら、必ずしも入居が進展をするという状況にあるかどうか、こういう経済事情でございますので、そういうことも総合的に判断をしながら、春來町の旧町民プールの跡地につきましては、有効な活用・利用を考えていきたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、岐阜大学、近隣市町、金融機関などとの災害協定について御質問をいただきました。

さきに岐阜大学と締結をいたしました協定につきましては、新聞紙上でも報道をされておりますとおりでございますが、災害にこの協定は限定をしたものではございませんで、安心・安全な地域づくりと、医療・福祉・文化やスポーツなどの振興に至る、つまりまちづくり全体を包括して協定とさせていただいたのでございます。今後はさきに策定をした総合戦略の諸施策などにわたり、本協定による連携を図っていくという予定になっておるわけでございます。

なお、近隣市町との協定は締結をいたしておりませんけれども、お隣同士でございますので、必要に応じて連携協議を行ってまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

お隣の瑞穂市と本巣市については、非常に私どもと違うところは、私ども町は、いつも職員の皆さんに私が言っておるんですけれども、大きなざるみみたいな経済環境でございます、なかなかサラリーマンの町ですから、町外から給料などの収入を持って、あるいは商売屋さんが町外からの収入を持って北方に帰ってまいりまして、北方でそのお金を消費するシステムになっておらんわけですね。全部またよその市町へ行って、そのお金を使っておるという、そういう経済循環になっておるようでございますから、これを少し改めませんと、やはりこの町が本当に豊かなまちになるということにはほど遠いのではないかと。その任務を私どもは商工会に何とか担っていただきたいと。この商工会活動が両方の市と比べますと、北方町は劣っておるのではないかと。行政の側の施策については、決して劣っておるとは思いませんけれども、この地域の経済活動という面についていささか劣っておるところがあるのではないかと。これからも商工会など、あらゆる皆さん方に協力を求めて、そうした経済の循環というものをしっかりと捉えていきたいというふうに思っておりますのでございます。

最後でございます。金融機関との関係については、総合戦略有識者懇談会というものを発足させておまして、ここでは、農協と大垣共立銀行の支店長にそれぞれ委員として御参加をいただいておりますので、いろいろな角度から御意見をいただいて、ふるさと納税や各種サービスの提供をいただくように、これからも連携を密にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

今言う定住奨励金ですけれども、この12月にまた提案させていただいて、議会のほうとしても5年間すると。よそは3年間と、うちは5年間とやっていますし、とりわけいい制度だと思っております。

当初、中古の場合の提案というか話し合いをしたような気がいたしますけれども、要するに、新築は町内に在住している人が建てかえても奨励金を出すよと。そういったことの中で、町内だけの者じゃなしに、町外から来る人の新築に対しての奨励金かと私は最初考えておったんですが、町内に在住している者が建てかえればそのようになるということで、確かに古い家屋を建てかえをされた方が相当見えるかと思えます。このリフォームというのは、かなり空き家が出てくると。現実に私の知っておるところもかなりの空き家が出てきております。そういった中で、これからもそういった空き家を対策として残すのではなくして、リフォームしたときに、できるだけなら、僕は先ほども昼休みもちょうど話しておったんですけれども、5年じゃなくして3年にするとか、あるいはまた県外、町外から来てくれた人を対象にするとかという形の中で、こういった奨励金制度を一度検討していただけないかなというふうに考えております。

それと、春來町のプールの跡ですけれども、この間も実は駐車場に警察のほうへテニスコートを移したので、あそこでテニスコートぐらい面がとれんかなと思ってお聞きをしたら、とてもテニスコートをやるだけの面がないそうですね。それで、あのあたりを壊すときの条件に、売却するような要素も含めた話が出たような気がしておったんですが、私の勘違いでしたかね、取り壊しするときに。なかったですかね、これは。

いずれにしても、あの付近であの土地が、あの場所は確かに、町長さんが言われるように避難場所ということですけど、今うちの近くに防災公園ができましたし、中央公園もエリアにしては近いところにありますので、あの土地が本当に必要かということ。僕に言わせてみたら、塩漬けになっていないかなという思いですし、去年あたりもちょこちょこそのような土地の見直しをして売っておりますので、これはもう一度検討していただきたいと思えます。

当然地元からの反発があればまた話は別なんですけれども、どちらにしても財政難でございますので、ひとつそのあたりも勘考して見ていただきたいと。住宅になってしまえば、5年後にはいろいろ固定資産税も入ってくるということになりますので、推進をしていただきたいと思えます。

それと、今、大垣共立銀行と農協と提携をして、まちづくりにしていただいておりますので、ありがとうございます。できるだけなら、銀行融資というのは個人ではなかなか借りにくいものですから、いつでもいいので借りに来い、いつでも貸してやるぐらいの制度にいただけたら、じゃあ私も建てるかという気になりますので、このあたりすぐにでも融資するぞというような話を進めていただける取り組みをしていただきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、どこの資料を見ても人口減少対策に頭を悩ませておりますし、これを進めていかなきゃ、これからの地方自治体は大変じゃないかというような資料がたくさん出ております。時間の都合で割愛はしますが、ひとつ北方町も本当にこの問題については真剣に取り組ん

でいかなければならないと思いますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思います。

3番目でありますけれども、学校教育と地方創生についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは、地方議会から抜粋をしてきた問題でありますけれども、福井県知事は、地方創生期には、各自治体において人を育てることが最優先だとして、第1に、教育を支える教員の指導力の向上。第2に、生徒が突破力を身につけ、夢や希望を実現する教育の推進、高校や大学入試に対応した授業を展開していると。第3は、福井創生教育の実現として、人口減少社会において、地域の積極的な参加や行動により地域に活力を生み出していく人材の育成。第4に、外国語教育の推進を上げ、県の中・高教員の英語力の高さ、全国トップクラスのALTの配置数などで英語の指導体制は充実をさせていると。自治体が教育において果たすべき役割は大きく、小・中・高の教育の質の向上、教育のあり方は、地方創生の観点から検討する必要があるとも述べております。

また、内閣官房教育再生実行会議は、魅力ある教育を展開することにより、地域の将来を担う原動力となる若者や子育て世代を引きつけるといった観点からも、教育は地方創生に果たす役割は大きく、少子・高齢化や人口減少が進む中で、学校の場合は子供への教育だけではなく、人と人をつなぎ、さまざまな課題に対応し、地域のコミュニティーの拠点としての役割も求められ、学校を核とした地域づくりを目指すことが重要だとしております。

前にも英語の授業についてお聞きをしておりますが、このほど文科省の調査で、中学1年生の8割が小学校5・6年生のときに外国語授業でもっと英語の読み書きをしたかったと答えていることから、文科省は中学校の英語教育につなげたいと考えているようであります。

中学1年生に小学校の外国語活動でもっと学習したかったことを聞いたところ、「英単語を書く」が83.7%、「英語の文を書く」「英単語を読む」「英語の文を読む」の3項目とも8割前後で、読み書きを希望する生徒の多いことがわかったようであります。

読み書きでつまづく中学生を減らすには、小学校との連携が必要であると、千葉大学の物井教授は指摘をしております。また、今回の調査で、小学校教員の78.5%が「研修が十分でない」と回答し、指導に苦手意識を持つ教員が多いことが見られております。小学校は、2020年から英語が教科化になります。授業の充実を図っていかなければなりません。教育の場として、地方創生も含めた教育方針について、教育長さんにお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずもって、地方創生と学校教育、今後の教育方針について回答させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

地方創生は、先ほど町長も申されましたが、まち・ひと・しごとの創生を生み出して、社会の好循環の確立を目指すものです。とりわけ人の創生、この部分は学校教育にかかわる責任の大きいところがございます。我が町で言えば、町長が申しております人間都市の実現と合致するところだと思います。そのために何をしていくのか。今、井野議員もおっしゃられたように、教員の指導力の向上、それから壁に何かぶつかったときに、それを乗り越えられる突破力というふうに言葉をおっしゃられましたが、突破力の育成、夢や希望を実現する教育、そして議員がいつも気

にかけてくださっている英語力の強化等々、さまざまな取り組みがあると思われます。

この表をごらんください。これは、小学校6年生と中学校3年生に「将来の夢はありますか」と質問した結果の表です。小学校6年生は、4人に3人は将来の夢があると答えています。一方、中学校3年生は、3人に1人しか夢とか目標がないというのが北方の現状だそうです。

どうしてこのような差ができるのだろうかと思うと、例えば中学生になると、点数や評価で輪切りにされ、現実を突きつけられるからでしょうか。自分のよいところよりも、だめなところに目を向け、自分を否定視してしまうからでしょうか。周りの大人や仲間から認められたり、褒められたりするよりも、冷や水を浴びせられることが多いからでしょうか。諦めとか、逆に楽な生き方を知ってしまうからでしょうか。とにかく小学校から中学校への橋渡しを大切に指導していきたいと今思っているところです。

この写真は、5年前に北方中にオーストラリアの学生をホームステイで受け入れたときの写真です。このときに積極的にホームステイを引き受け入れてくれたE子は、現在、大学1年生となりました。彼女は、カリフォルニア州エルカミーノカレッジに通っております。幼稚園のころからディズニーのキャラクターが大好きで、英語版のビデオを繰り返し見て暗記するほどでした。英語に興味を持った彼女に、両親は、遊びの中から英語になれ親しむようないろいろな機会を与えて応援してきました。中学生となった彼女は、一層英語の授業を真剣に学び、積極的に外国人とかかわれる場所に行ったり、英会話のラジオ講座を聞いたりして、精力的に英会話を勉強してきました。それは、将来、自分が外国で住んでみたいとか、世界を駆けめぐるような仕事をしたいという夢とか志があったからです。そして、家族の協力もあってこそその願いがかない、現在、アメリカの大学に通っているいろんなことに挑戦しているとお母さんから聞きました。

私たち大人は、彼女のように、自分の興味が持てるものに出会うことができるような、そんな多様な場を用意してあげることが必要だと思います。そして、興味が持てたことに背中を押して応援してやりたいと思います。いわゆる志教育の推進を行っていくことが肝要だと思います。

来年の2月14日には、北方西小学校6年生が、日曜参観のときに保護者の前で自分の志を発表します。ぜひとも中学校へうまく橋渡しをして、その夢やら志を後押ししてやりたいと思っています。

そして、何よりも大切なのは、私はゼロから1の教育を進めていくことだと思います。何のために学ぶのか、学ぶ理由ややる値打ち、意義がわかった上での教育を進めていけるようにしたいと思います。

これも町内の6年生の子です。彼は、T君ですが、自分が幼いときにアトピーで苦しんでいたもので、大きくなったら皮膚科の先生になって、自分のように困っている人を笑顔にしたいという志を立てました。そのために、お役立ち山を書きまして、医学部を目指して猛勉強し、目の前のことに本気で頑張っているという子がいます。

今、2人の紹介をしましたが、この2人から北方町の明るい未来が見える、心強さ、頼もしさを感じずにはられません。まさにこのことこそが地方創生だと私は思います。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○10番（井野勝巳君） 今、教育長さんの答弁で、中学生の夢のないのが4分の1と聞いて、本当にびっくりぼんですわ。中学校で英語やなんかのときに、高校でもそうですけど、詰め込み教育で頭がぱんぱんになっちゃう。高校になるとなおさら、うちの娘もそうでしたけど、ついていけなくなると、ほかの教科もどんどん落ちてくるので、英語のことをうるさく言うんですが、当然こういったあれも出ましたので、何%がもっとやりたかったというようなことが出ておりますけれども、やっぱり英語というのは、岐阜市のほうでも既に取り組んでおりまして、前にもお聞きしたように、どんどん進める自治体もあれば、そうでなしに、なかなか進めようとしないう自治体もありますけれども、これから大きな世界へという形をとっていきますと、話ができんようでは、本当に大人になってからもなんですけれども、やっぱり僕らもそういった教育を受けられたらなと今でも思いますから、この年にして。ですから、やっぱり教員が本当にカリキュラムだけをどうしてもこなしていくだけで四苦八苦をしている、余裕がないのかどうかわかりませんが、これから教科になっていけば嫌でも授業に入ってきますけれども、言うならば、おざなりでいいのか、一步を踏み出すかなんですよね。人それぞれ生き方がありますけれども、一步を踏み出そうとする、先ほど言った突破力もそうですけれども、踏み出そうという意思があるのか、いや、これでいいんだというところだとまるのかで、人というのは物すごい違ってくるかと思うんですね。そういったことをこれからも取り組んで、教員自身が持っていたかなきゃいかんと思いますし、またそういった形の中へ進めるような学校の現場も整えていかなければならんんじゃないかと思うんですけど。

それとまた、教員のこれからの指導というのを、これは教育長に言っても詮ないことですが、国としても、先生に対する、十分にそういった指導ができるような教員を育てていかなければ、これは解決ができないんじゃないかと思うんですけれども、今、おもしろい話が、滋賀大学、今は大学出でも、これから少子化になってくると、大学受験生が少なくなってくる。大学が運営できなくなる。高校でもこれからはそうですけれども。運営ができなくなるから、何とでも生き残れる学校をつくっていかなきゃならんということで、滋賀大学も小学校の英語の専攻を新設してやっています。これがまた、学校へ生徒が来て一緒に授業をしたりなんかをして交流を深めて、英語のことを広めていきたいと。それはお互いに子供もそうですし、自分たちもそういう形の中でありますので、一遍こういった取り組みもできないか、ひとつ考えてみていただきたいと思うんですが、いずれにしても、残念なことに、校長さんもそうです。教員もそうですけれども、何年間のうちでかわっていかれる、どんどんと。ということは、引き継ぎがされるかされないかが問題だと思うんですね。だから、この教育方針について、きちっとしたものをある程度立ててもらって、次の教員がかわろうがかわらまいが、こういった形の中で進めていくんだという、そういった教育方針というものを1つしっかりと打ち立てていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） ここで10分間休憩します。再開時間は45分ということでお願いいたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時43分

○議長（戸部哲哉君） それでは再開します。

次に、鈴木浩之君。

○7番（鈴木浩之君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は1項目でございますが、新庁舎竣工後にハードとして残る現庁舎の有効利用はどのような予定をお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

なお、通告時に提出いたしました質問の要旨について割愛する内容がございましたので、再度、原稿を提出させていただいております。若干発言時間が短くなると思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

1年前の平成26年12月24日に建設起工式が挙行され、新たな年の幕あけとともに着工となりました新庁舎であります。免震構造を採用の関係から、通常より深い掘削、そして下部基礎コンクリート打設、免震プレート及び免震装置設置、上部基礎、鉄骨建て方から屋根内装工事に至る中、大方の全体像が見えてまいりました。安全・安心の庁舎建設に向けて、担当課長からもおおむね予定どおりの進捗状況とのことで、年度末には完成の運びとなる旨、聞き及んでおります。

大屋根の下に人々が集う開放的な新庁舎という基本コンセプトに沿って、北方町のまちづくり基本目標である家族で暮らすにふさわしいまちを構築する基盤となる新庁舎に、町民の皆さんも楽しみにされていることと思っております。今後においても、安全かつ敏速に努めていただけたらと願っております。

さて、本題に入りますが、今私が発言させていただいておりますこの議場を初め、40年以上の長きにわたり北方町政を見守ってきた役場本庁舎が、新庁舎完成により旧庁舎となります。当然のごとく多くの町民から、今後の有効利用について問い合わせをいただいておりますが、まさしくこのタイミングでそれぞれが知恵を出し合いながら、方向性を見出さなければならないと思っております。

そこで提案になりますが、まず基本となるキーワードは「コミュニティー」であります。そして、人々が気軽に自然に集合できる場所とすることがポイントと考えております。ただし、既存の考え方のように、高齢者専用、障害者専用、主婦専用、子供専用ではコミュニティーとは言えません。年齢、性別、能力に関係なく、楽しく集える場所が必要だと考えます。それは、いわゆるホールでも、文化教室でも、喫茶やカラオケ等の商業施設ではなく、それらが融合した場所、町民が事あるごとに訪れ、くつろげて楽しめる場所ということでもあります。そのためには、あらゆる面でハードルを下げなければならないことも出てくると思っておりますが、運営も町民任せが基本で行うということ。これが本来の意味としてのコミュニティーだと考えております。

町内には公園がたくさんありますが、公園では本当のコミュニティーは創造できません。そこで、ハードとなる旧庁舎を利用していくことになるわけです。もちろん行政として施設内の概要や道筋は立てなければなりません、お仕着せのアイデアで町民を誘導するのではなく、皆で考え、企画し、計画し、皆で運営していくというのが理想とするパターンであります。多くの町民の頭脳を活用することで、ハードにソフトを構築するというコンセプトであります。

そこで、概要として、仮称ではありますが、まず北方ホール、現在の町民センター大ホールを社交場としてデビューさせます。発表会とか講演会等という、いわゆる一方的に発信する文化イベント関連はきりりホールにお任せして、地域密着型の音楽ライブ、健康イベントや農業、企業運営討論会、さらには各種オーディションや町民委員会の発足等の拠点として位置づけ、活用します。

次に、北方カフェ、24時間オープンが理想ですが、まずは対象年齢層のコーナーに合わせながら、セブン・ツー・セブン、朝7時から夜7時の営業とします。コーヒーのみならず、日本茶、健康茶、健康ジュース等オリジナルドリンクと野菜を中心としたリーズナブルなランチを初め、話題を提供できるようなメニューづくりに町内の若いママさんパワーを活用します。

続いて、北方会議室、地方創生の中、学校との連携をうたっているように、岐阜農林高校を初め、学生を中心に新商品や新製品の開発に挑みます。特にインターネットを駆使した新しい開発形態や販売方法を実施、交通機関等のハンデも気にしないネットの活用で世界に打って出るチャンスも生まれるかもしれません。

次に、北方ミニキャビネット、多世代交流の場として、子供からお年寄りまでの老若男女で構成し、疑似行政を担当、町民の考えや悩み、希望や要望を遊びの中から吸い上げていきます。

最後になりますが、北方放送局、中学生以下の子供たちを中心にしたローカルFM局の開設です。FMに限らず、インターネット放送までを担当し、北方町の情報提供を初め、北方の歴史や隠れた町民をピックアップしていく等、幅広い活動を通して地域貢献を学んでいきます。クレームの多い防災行政無線放送のカバーにもなると考えております。

まだまだほかにも考えているものはありますが、ただいまの5つ、以上を概要として、庁舎移転をよいトリガーとするこのタイミングに、新しいチャレンジを御検討いただいた上で、町民に呼びかけをしていただき、意見交換会等の開催を提案いたしますが、所管として有効利用に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の現庁舎の活用についてお答えしたいと思います。

新庁舎建設に伴い、庁舎機能移転後の現庁舎の活用方法については、これまで議会や政策審議会からも高齢者と児童、もしくはその母親との交流の場となる多世代交流施設として利用してはどうかなど、さまざまな御意見をいただいているところであります。

活用方法を検討するに当たっては、建物の広さや設備、費用面などの制約はありますが、既存の枠にとらわれることなく、ゼロベースから出発するのが理想であります。その中で、議員御提案のコミュニティーは、重要なキーワードであり、住民が主体となった活用は非常に大切なことであると考えておるところであります。

そこで、個人、法人を問わず、より多くのアイデアをお聞きする意見交換会を2月に開催したいと考えております。今までにいただいた御意見を含めて、町民が主体となった活用の可能性を検討させていただきたいと思っております。

現庁舎の活用方法については、まだお時間をいただく形となりますが、議員におかれましては、今回の御提案を含め、今後も御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

通告、そして原稿を提出させていただいて、この5日間の短い日程の中で、今、担当課長より、意見交換会を2月というお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。素早い対応をしていただきまして、感謝をしたいと思います。

先ほども5つほど申し上げましたが、2番目の北方カフェにおいては、趣旨として同様の地域包括支援センター、これは後藤課長さんのところと所管がかわりますが、ホットカフェかわせみが、ちょうど先週15日に芝原働く婦人の家でオープンしまして、3月まで第3火曜日午後の開催ということで周知をされていますが、これも将来を見据えれば、この庁舎内にも常設できるよう検討していくべきではないかなというふうに思っております。

今の答弁を受けて、また再度提案という形になりますが、ちょうど私もこのホットカフェかわせみにお邪魔してきました、当日。わずか1時間半の間に95名の町民の方が集まり、コーヒーカップが足らず、順番待ちとなる大盛況でありました。新しい試みですが、あわせて地域包括支援センターの業務というのは、今後も介護や認知症対策を初め、重要度が本当に増す内容であると思っております、福祉健康課、そして社会福祉協議会との連携における移動時間短縮等を鑑みても、この旧庁舎となるここへ移す方策をとるべきじゃないかということも思っております。これは後藤課長のほうから一括してお答えいただければ結構でございますが、これに関して、今答弁の中にもありましたが、昨年、政策審議会からの御意見に対して検討していくということになっておりまして、今の答弁の中からも方向を示していただいたということで、これはお聞きしようかなと思っておりましたが、そういう方向で2月というお答えをいただきましたので、これは結構でございます。

また、ワイガヤ議会グループ3からも、役場庁舎跡地の利用についてということで、提案コンセプト、目的に応じた多世代交流ということで、6項目の中間報告がなされていること。また、まちづくり活動助成団体においても、現在14団体がそれぞれ活動をしており、こういったポジティブな意識をお持ちの町民が大勢見えるということ。そして、その他の団体、個人に至るまで御協力いただける方のお知恵をおかりしながら協議をしていくということが必要であると思っております。

これもあわせてお答えをいただこうかなと思っておりましたが、今はっきり2月にといいことで言っていましたので、お答えは結構でございます。そういう方向性を求めて、きょうはお尋ねをしたつもりでございましたので。

最後になりますが、あくまでコンセプトの基本というのは町民主体でやっていくということ。目指すところは、北方町の活性化とPRで、運営主体も町民一人一人が携わっていく。先ほども出しましたが、経費についても維持していくための最小限は必要となりますので、収入源というものは考えていかなければと考えておりますが、逆に家賃が発生するようなことはだめと、今そんなふうに思っていますので、この辺も加味していただいて、町民の皆様にお集まりいただいて、今後御議論、協議をしていただけたらと思いますので、2月の開催ということで、また日程が決まりましたら周知していただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、安藤巖君。

○6番（安藤 巖君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、2つの質問をさせていただきます。一問一答方式でお願いをいたします。

1つ目は、高屋北部地域の中央通りの交差点で接触事故が多発している問題であります。

去る10月20日に、高屋西部区画整理地内にホームセンターバローが営業開始をいたしました。営業開始に当たっては、バローと北方町との間で、本巢縦貫道に信号をつけ、車の流れがスムーズになるようになった時期に店を開業するということでもあります。その結果、本巢縦貫道、その付近での交通事故は皆無であると聞いております。

一方、その時期に合わせて、町道381号線の中央通り西の進入停止用ブロックが取り外され、北方南保育園から中央通りを交差して、バローの南を通過して、本巢縦貫道を通るという道路ができました。この中央通りを通りなれた車両と、新しく優先順位になった町道381号線を通行する車両との出会い頭の追突事故が多発しているのであります。

ここで、ちょっと事故の状況を報告します。情報提供は本巢消防事務組合と北方警察署です。

まず最初に、10月22日に68歳の女性、45歳の女性の出会い頭の物損事故がありました。次、24日に同じく76歳の女性、39歳の女性、これも物損事故です。10月28日に人身事故で55歳の女性と39歳の女性、1人は中傷で、もう1人の方は軽傷だそうです。11月14日に人身事故ですけれども、民家の塀に飛び込むという事故がありました。同じく11月30日、86歳の男性、61歳の男性の物損事故、12月1日、人身事故で女性が72歳、もう1人、52歳の女性と。それから11月7日、男性が人身事故、もう1人の方は物損で引き下がったということでもあります。

ここまでの本巢消防事務組合が登録した事故の実績であります。今回、一般質問で16日に私一般質問を提出した後に、12月18日に2件、12月19日に2件、同じように女性同士、年齢はまだ登録されておりませんがわかっておりませんが、女性での物損事故、男女の物損事故、男女の人身事故と、この3つがあります。10月22日からわずか2カ月弱で物損事故3件、人身事故4件、人員6人、損害車両19台と、そんなような大きな事故が重なっております。はっきりわかり

ませんが、県下一事故の多い場所じゃないかなというふうに思っています。

当交差点には信号設置の要望が出されているようですが、公安委員会からはまだオーケーの回答はないようです。警察に聞いてみますと、おおよそ北方警察署管内で年間一、二件の信号設置をしておるようです。聞きますと、28年度はもう既に内定をしているという話が警察官のほうで聞いてきました。

もちろん信号をつけるのが一番ですけれども、信号は公安委員会で最終決定されます。道路管理者である北方町でやれることがあると聞きました。3つ4つ紹介しますと、交差点中央の埋め込み式の警告灯、10センチぐらいの四角いので、夜びかびか光っているやつですね。そういうのは行政のほうでできると。それから、カーブミラーもできます。それと、喫茶店などで営業中の回転式の警告灯みたいなものも行政でできると。それから、横断歩道が決まれば、高さ二、三センチの突起型の警告灯をつけることもできると聞いています。ちなみに、警察官は、オーバーハングの一旦停止の標識を現在手配中とのことでした。

また2年後ぐらいに、今の交差点の西側に百年記念通りの延長が来ます。そうすると、その間に3カ所交差点ができるわけですね。その間に多分1カ所しか信号はできんでしょうから、そういうところをどういうふうにするかということは今後話し合っってほしいと思っています。

お願いしたいことは、自分たちでできることがありますので、有効的で可能なことから実施すべきではないかというふうに考えています。いかがでしょうか。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の町道381号と中央通り交差点の安全対策についてお答えしたいと思います。

10月20日に町道381号の一部が供用を開始いたしました。それと交差する中央通りは、町内を南北につなぐ生活道路として利用されていることから、これまでもさまざまな対策を実施してまいりました。中央通りには、交差点手前にカラー舗装と啓発看板を設置し、交差点付近では、電光掲示看板を設置することで、運転者に対し、新しい交差点及び交通規制があることの認識を促しております。町道381号では、減速マークと啓発看板を設置し、交差点であることの認識を促しております。また、供用開始後1週間程度は、24時間体制で交通誘導員を配置していたほか、町広報紙10月号に新しい交差点と交通規制についての記事を掲載して周知を図ってまいりました。

しかしながら、供用開始から2カ月足らずのうちに、警察への報告件数として7件の交通事故が発生しております。これらの事故は、全て一時停止義務違反や一時停止したものの、目視による安全確認が不十分であった安全運転義務違反が原因であると確認しております。このような運転をなくすためにも、地道な活動となる交通安全の啓発活動が必要不可欠であると認識しております。

しかしながら、当該交差点については、今後、東西の横断歩道の設置やカーブミラーの設置などを進めていく予定であります。そのほか、信号設置などの交通規制となる部分については、先日も取り締まりの強化を依頼しておりますが、これまで以上に警察と協議を進めてまいりたいと

考えておりますので、御理解いただくとともに、交通安全啓発にも御協力いただくようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○6番（安藤 巖君） ちょっと再質問させていただくんですけども、今の交差点から北側に中央通り沿い50メートルぐらいに横断歩道があるんですね。その横断歩道は、事故のときに警察に来ていた人とか、北方警察署へ行ったときに移動することはできますかと言ったら、できますと言われたんですよ。多分、信号はすぐできるとは思いませんので、横断歩道を早くつくっていただければ、優先道路であろうと、優先道路でなくても、それなりに運転手は一般のところよりも気を使うと思いますので、早く横断歩道設置をお願いしていただけないかと思います。

みんな警察官、それはできると言っているの、ふやすことはいかんけど、場所を動かすのはできるみたいなので、うそではないと思いますので、一回当たってみていただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 現在、北側の横断歩道を移すような格好で東西の横断歩道を設置する予定でおりますが、いまだ公安委員会のほうの決定がおりていませんので、おり次第設置に向けて動かしてまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○6番（安藤 巖君） 2つ目は選挙のことですけれども、先ほど安藤浩孝議員が多くを語られましたので、ちょっと視点を変えて、一、二だけ質問をさせていただきます。

選管が発表しております自治会別の有権者数、投票率一覧表をいただきました。それで、ワーストファイブを見てみますと、一番投票率が下がったのが、先ほども安藤議員からありましたけれども、リバティ北方がマイナス17.03%、栄町がマイナス16.18%、高屋丸の内がマイナス11.0%、高屋白木がマイナス9.42%、船町と続いているわけですけれども、1・2位のリバティと栄町は特殊事情もありますけれども、よく見てみますと、22年に投票所の変更をしておるんですね。それを見てみますと、ちょっと素人目で見て、栄町が北方中央から芝原のほうの北方北へ移っている。もう1つ、北方東、昔の保育園ですね。そこの朝日町と若宮町と東加茂が同じく芝原のほうへ移っている。今回、どういうふうにやられましたかと言ったら、どうも一番最初のイメージでは、数合わせね。大体、総務省は1カ所3,000人ぐらいでというような指針を出しておるようなんですけれども、それに近い数合わせで4つの投票所に再編されたと。もう1つ考え方として、小学校を中心に投票所にする、そういうつもりでやったというふうに聞いたんですけども、もしそうだったら、芝原へ寄せるのは間違いじゃないかと。今、芝原へ寄せた4つの自治会はもともと北方小学校区ですから、北方中央に移すべきじゃないかというふうに思います。その4つを移しても総人口は4,600ぐらいです。前の北方中央は5,300あったんですね。それをオーバーすることはないので、やるならやるで徹底して方針に基づいてやってほしい。中途半端はやっぱりいかんじゃないかと思います。回答をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 議員お尋ねの選挙についてお答えをさせていただきます。

まず、投票所の再編につきましては、議員御指摘のとおり平成24年度に実施をしております。その際には、小学校区と投票場所が違うためにわかりにくいとの声や、駐車場が少なく不便であるとの住民の皆様からの声を参考にしながら、各投票所の有権者のバランスに配慮しながら決定をさせていただいております。

今回、議員御指摘の投票所の距離についてですが、栄町投票所が、今おっしゃったように北投票区のほうになって遠いというようなお話をいただいておりますが、栄町以外からも、ほかの投票所のほうが近いという御意見もお聞きしております。しかしながら、再編については、再編してから期間が間もないため、もう一度再編をすると、さらに混乱を招く可能性がございますので、今回、議員御指摘のように、再編をするという考えは今のところございません。しかしながら、今後住民の移動により、地区の人口バランス、それと、住民の皆様からの要望が高まったときには、改めて再編を検討したいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

なお、議員御存じのとおり、期日前投票に関しましては役場で行っておりますので、こちらを活用していただくことによりまして距離的な問題は解決できる場合もございますので、議員におかれましても、住民からの相談を受けた際には、そのように御教示をいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○6番（安藤 巖君） 通告には、どちらかという距離的なことを書いておったんですけれども、先ほど私が言いましたのは、そうじゃなくて、小学校区にまとめたいという話を途中から聞いたんですね。それから言うと、今、気持ちの上では通告どおり距離感もありますけれども、やっぱりやろうとしていることと実際が違うことが問題だと思っています。小学校区でやるなら小学校区にすればいいじゃないですか。距離はそう関係ないでしょうと言い切る、そこは大事だと思うんです。答弁は要らんですけど、何かその場限りの回答をしてもらっておるような気がしてならないと思います。終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、杉本真由美君。

○4番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、1点目として、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについてであります。

前議員も、また重なっている部分がございますが、私なりの視点で一般質問をさせていただきます。

6月17日、国会において、選挙年齢を18歳以上にすると改正公職選挙法が成立いたしました。今回の改正を受けて、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことです。日本の選挙年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

選挙権年齢の引き下げの背景には、少子・高齢化のうねりの中で、地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識があり、公明党は18歳選挙権の導入を45年以上も前から国会で取り上げてまいりました。日本が抱える政治問題は、若者の未来と直結しています。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められています。

国会図書館が昨年2月、198カ国地域を対象に行った調査によると、18歳選挙権を導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは、日本と、19歳選挙権の韓国だけとのことです。18歳以上となれば、高校生の一部も有権者になります。ことしの9月には、文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配付されたと伺いました。また、教育基本法では、第14条で政治教育について規定しております。第1項が政治的教養、第2項が政治的中立です。このたびの18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることが期待されています。

近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題です。来年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者一人一人に着目したさらなる投票創出や利便性の向上が求められております。

ここで、実際に取り組まれているものを御紹介させていただきます。

神奈川県で一番小さい町である開成町があります。面積が6.56平方キロメートルと北方町によく似て、人口も1万7,129人、この間の地方統一選挙においては、有権者数が1万3,025人という数となっております。この開成町は、有権者が3,000人を超える投票所があるということから、アクセスの面の利便性をよくするために、7カ所から8カ所に投票所を増設いたしました。また、開市では、若者の投票率向上策として、全国発、選挙パスポートを2013年から新成人に、現在は希望する有権者に配付しております。生涯に約100回、衆議院、参議院選挙で40回、地方選挙で60回の投票機会があることに着目し、100回分の投票記録が残せるスタンプ帳を作成し、生涯投票率100%を呼びかけております。

ここで、先日、開市の選管のほうから見本をいただきました。このような緑のもので、選挙パスポートということで、来年の7月の参議院選挙に当たって、「未来へ旅立つあなたへ」ということで、18歳の方にも対象となるような形で言葉が変えられております。このような形で選挙に行くと、ここにスタンプを押していただけるということで、生涯投票率100%を目標にこのような取り組みもされております。

また、期日前投票の設置場所の見直しをしている自治体もあります。美濃加茂市では、大型商業施設、坂祝町では大型スーパーに設置をし、この統一地方選挙で実施されましたが、いずれも好評でよかったと聞いております。大学キャンパス内や交通の利便性にすぐれた駅の自由経路に設置したり、スムーズに期日前投票ができるように、投票入場券の裏面に期日前宣誓書の印刷を

するなど、各自治体における積極的な取り組みがされています。

それでは、ここでお尋ねをいたします。

北方町の新有権者は何名ぐらいになるのか、お伺いいたします。

2番目に、大学生は住民票を移動していないケースが多く、不在者投票が必要と考えますが、その仕組みに熟知して投票するには、親子ともども意識を高く持たなければなりません。事前の意識調査などの取り組みも重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3番目といたしまして、18歳選挙権成立に伴い、一層の町民、新有権者に対する啓発、周知、投票しやすい環境整備が必要と考えます。明年に向けてどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、選挙についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の法改正によりまして新たな有権者となる方は、北方町では450名ほどになる予定でございます。

また、若者や大学生の投票に関しましては、議員御指摘のとおり、まず投票をしようとする意識や政治への参加の意欲を高く持っていただくことが大切であると考えております。なお、意識向上につきましては、安藤浩孝議員の御質問の際にも御答弁をさせていただいておりますので、内容は同様でありますので、御理解のほどをよろしくお伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 先ほどの事前の意識調査ということの取り組みもお願いをしたいと思います。

公益財団法人明るい選挙推進協会が選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の成立直後に、中学生を含まない15歳から24歳の男女3,000人を対象としたインターネット調査を実施いたしました。この中では、選挙権の年齢の引き下げの認知や賛否、また政治や選挙への関心などを尋ねております。ここで一部紹介いたしますが、来年予定されている参議院選挙から18歳以上の人が投票に参加できるようになります。あなたはこのことを御存じですかということで、全体の87.4%が「知っている」、また特に18歳は91.9%が「知っていた」という回答があります。また、あなたはこの選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことに賛成ですか、反対ですかという質問に対しまして、おおむね4割超の人が好意的に受けとめている。また、ここでも18歳の選択率が最も高く、5割を超えております。また、なぜ賛成なのか、全体の賛成理由として選択率が最も高かったのは、「若いうちから政治について考えたほうがよいから」「若者の意見をより反映させることができるから」「若者の政治への関心を高めるために有効と思うから」ということが上げられております。

また、2番目の質問に対しまして、こちらのほうに住民票がない大学生に対しての不在者投票のことも考えていかなきゃということに対しての質問では、あなたは、現在あなたが住んでいるところに住民票を移していますかという問いに対しまして、「一緒に住んでいない」と回答した

人に対して、高校卒業後、親元を離れて進学した短大生や大学生、大学院生等は26.4%しか住民票を移していないというふうにアンケートでありました。また、このたび18歳に下げられることによりまして、高校生が政治に参加、投票ができるようになりましたけれども、高校生が政治や選挙に関心を持つためには何をすればよいと思いますかという質問の回答の中に、選挙時に投票時に受け付けなどの事務を体験したり、または街頭で投票への参加を呼びかける啓発キャンペーンに参加する。開会中の議会を傍聴しに行く。本物の議場で生徒が市町村長に質問する高校生議会を開催するという回答も20%を超えております。

このような結果から、今回の18歳以上の選挙に対しましても北方町も本当に研究して、このアンケートをもとにさらなる啓発をしていただきたいと思います。また、先ほど御紹介しました関市のような啓発活動を、投票率100%を目指して、スタンプ作成などがありますけれども、北方町は、先ほど安藤議員の質問の中に、とりわけ何も考えていないというか、ちょっと難しいというような回答がございましたけれども、今まで北方町はどのような形で周知啓発をしていたのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 先ほど答弁させていただきましたように、私どもは、広報、ホームページを通じて啓発活動をさせていただいておるのが実情でございます。

今、投票率が低いということで、いろいろ議員さんのほうから御指摘をいただいておりますが、我々が手に入れた他県のアンケート結果によりまして、投票に行かなかった人の理由としましては、「投票したい候補者がいなかったから」が21%を占めておられます。そのほかでは、「期日前投票とか投票日に用事があったから行けなかった」が20%、自分一人が投票しなくても大丈夫だろうということで行っておられないというのが10%ほど、政治不信が10%、こういう形で他県でも投票に対しての事後調査をしておりますが、どこの県でも投票率を上げるために四苦八苦をしておるわけなんです、何ら今のところいい手が見つかっていないということですので、ぜひこれをやれば投票率が格段に上がりますというようなことがありましたら、議員さんからも御教示をいただければ、私どもも積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） これをやったから投票率が上がるという、本当にやってみなきゃわからない場合もございますので、積極的な対策を講じていただきたいと思います。

また、朝日大学の学生たちが政治参加を促す、2015年から学生の視点から若者の投票率低下問題の対策を考え行動する「こぞって投票に行こまいプロジェクト」を立ち上げました。現在23名の学生さんが一員となってやっております。また、高校、大学、専門学校と連携し、また選挙管理委員会が連携をとって啓発に取り組んでいただくのも有効かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

また、投票への環境づくりといたしまして、先ほど御紹介させていただきました開成町が7カ所から8カ所ということで、先ほど3,000人程度で1カ所程度がいいということもございましたの

で、北方町は大体同じぐらいの有権者数で4カ所ということですので、また利便性も含めながら、増設のこともありますし、先ほどから問題になっております区割りも考えていくべきだと私は思っております。

また、期日前投票は選挙区ごとに全体の投票に占める割合も高くなっていると思いますが、前回の参議院選挙より、北方町においてもホームページにて期日前宣誓書がダウンロードすることができるようになりました。事前に住所、氏名などを記入していただけるようになり、多くの方より、スムーズに投票ができるよとの声をいただいております。最近では、投票入場券と一体となった期日前宣誓書の用紙を取り入れられている自治体がございますが、投票率アップのために導入のお考えはないでしょうか、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 今の入場券に対しましては、入場券が封筒タイプに変更になるということと、システムの開発料が費用として出てまいります。私ども大体試算をしますと35万円ほどの増額になりますので、今後期日前投票の用紙については、選管のほうとも協議しながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） それでは、18歳選挙権に向けて本当に投票しやすい環境づくり、私自身も、有権者の方の身近な議員として取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、子育て応援アプリの導入についてお伺いいたします。

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしましたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討・展開するようになりました。子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、実際における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そのような中、東京都世田谷区では、子育て世帯に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では、平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しています。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちにあることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世帯の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世帯の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考えて導入されました。アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育施設を条件に合わせて

検索できる保育施設検索ナビ、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しています。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は8,974件となっています。今後、同様のアプリを開発する自治体がふえると近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されます。子育て支援事業の一つとして、情報提供ができるツールである子育て応援アプリの導入はできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 子育て応援アプリの導入についてお答えをいたします。

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が始まり、北方町でも昨年度、北方町子ども・子育て支援事業計画を作成し、より充実した子育て支援サービスの提供に向けて、新しい施策を進めております。

さて、子育て応援アプリについてでございますが、せたがや子育て応援アプリを実際にダウンロードして利用してみました。利用者にとっては利便性の高い内容ではありましたが、人口が約90万人で、また認可保育所が140カ所以上ある世田谷区のような対象者の多い自治体向きのアプリであるように感じました。また、アプリ内にある施設マップでは、現在、本町が毎年作成をしている北方町子育て支援ガイドにおいて施設等の紹介をしており、子育て支援ナビやイベント検索などは町のホームページに掲載しているものと同等の内容でありました。

保育士施設あき情報検索においても、本町の保育園は4園しかございませんので、直接、福祉健康課にお尋ねをいただく方法が一番確実であると思われれます。

このようなことから、御提案いただきましたようなアプリの導入については考えておりません。しかし、町といたしましては、今後、町のホームページの内容を見直していく中で、子育て応援アプリのような内容が検索できるなど子育て支援の情報の充実に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） このアプリの開発には、子育て家庭へのニーズ調査、アプリ公開後には、アプリを使用した際の感想や御意見をいただくためのアンケートを実施しております。施設マップが好評で、特におむつがえ、授乳スペースを検索できるという声が多く見られ、子育て当事者ならではの視点からも意見をいただき、改良も重ねているとのことでした。

先ほどホームページ上でということがありましたので、子育て世帯の多くの方が日常的に利用しているスマートフォンで、好きなときに好きな場所で気軽に子育て支援情報を取得できるようにすることで、不安感の軽減、待機児童の減少、孤立化の予防など、町民にとって身近で手軽な情報収集のツールであることができるように、利用者の声に耳を傾けていただけるような子育て支援ができるホームページであることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） これで一般質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は、22日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後3時44分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年12月21日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員